

美 作 大 学
自 己 評 価 報 告 書 ・ 本 編

平成 23 年 10 月

目 次

I 建学の精神、使命・目的、大学の個性・特色等	1
1 建学の精神	1
2 本学の使命	2
3 本学の個性・特色	2
II 美作大学の沿革と現況	4
1 本学の沿革	4
2 本学の現況	5
III 基準ごとの自己評価	8
基準1 教育研究組織	8
基準2 教育課程	16
基準3 学 生	27
基準4 職 員	44
基準5 管理運営	51
基準6 財 務	58
基準7 社会連携	63
基準8 社会的責務	73
おわりに	77

I 建学の精神、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

美作大学の淵源となる学校法人美作学園の歴史は、大正 4(1915)年苫田郡教育会が現在の津山市田町に津山高等裁縫学校（高等女学校令により、大正 10(1921)年に津山実科高等女学校と改称）を創設したことに始まり、平成 27 年には節目となる学園創設 100 周年を迎えることとなる。

本学園は岡山県北部の女子教育、とりわけ社会において必要とされる知識・技能の習得、併せて人間性の涵養を図ることを通し、いまだその人権が十分に認められず、社会での活躍の場も十分に保証されていなかった女性の自立と社会への貢献を目的としてスタートした。

この学園発足時の理念・目的、即ち①専門的知識及び技能の教育研究による専門的職業人の養成、②豊かな人間性の涵養、③地域社会への貢献は、その後の本学園の長い歴史の中でも堅持され、次に示す「学園の建学の理念」及び「大学の理念・目的」で示す通り、現在の美作大学は元より、平成 17(2005)年設置した大学院、そして同一法人設置の美作大学短期大学部においても脈々と受け継がれている。

【美作学園の建学の理念】

本学園は豊かな情操と知性とを育むことにより、人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする。

あわせて本学園は、寒さに耐え凜として薫り高い花を咲かせる白梅を学花に定め、これを目指す人間像の象徴とする。

【美作大学の理念・目的】

美作大学は、学園の「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、次の四点を未来に向けた本学の目的とする。

1. 専門教育と教養教育の充実、及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成を目指す。
2. 小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目指す。
3. 地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す。
4. 地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す。

本学は、平成 12(2000)年の大幅な改組、そして平成 15(2003)年の共学化を踏まえ、理事会のリーダーシップの下、その不易の精神を生かしつつも、現代の社会に見合うべく新たに美作学園の建学の理念を、そしてそれを受けて大学の理念・目的の制定を行った。

学園創設以来の精神を継承しつつも点検・評価により見直しを図った建学の精神、そし

て大学の理念・目的に端的に示すように、美作大学は

- ①地域社会の人々の生活の向上に貢献できる、人間性豊かな専門的職業人の養成、大学院にあっては高度専門的職業人の養成
- ②創造的で自立した人間の育成
- ③社会の発展と文化の進展への寄与

というこれらの目的を掲げ、地域社会の人々の生活の質の向上のための教育研究と人材育成、そして学生を含む本学の人的資源を原動力とした地域貢献を展開している。

2. 本学の使命

岡山県北にあって大学院を備えた数少ない四年制大学である本学の重要な使命の一つは、「多様化し、複雑さを増す生活問題の解明・解決に取り組み、地域社会で求められる人材の育成に努めることにより、地域社会の人々の生活の質の向上に寄与すること」である。そのため、大学創設以来一貫して生活科学分野の教育研究の整備・充実を進めてきている。

即ち、日本社会の大きな変化に対応し、時代のニーズに加え地域の要請に応えるため、学科の増設等の改組を進め、教育研究体制の整備・拡充、地域生活科学研究所の設置、加えて平成 17(2005)年度からは、大学院の設置による教育研究の高度化を図ってきた。本学はその使命を果たすべく、次に示す教育目標を掲げ、その達成に向け努力しているところである。

【美作大学教育目標】

美作大学は、美作学園「建学の理念」及び美作大学「理念・目的」を受けて、教育力の向上に組織的に取り組むことにより、次に掲げる教育目標の達成を目指す。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。
3. 学生個々に応じた指導・教育により、学生の満足度を高め、勉学及び卒業後の進路への意欲を高める。
4. ボランティア活動等を積極的に推進し、社会への関心を高め、社会に貢献できる人間を育成する。

今一つの本学の使命は、県北の数少ない四年制大学という本学の地理的条件とも深く関連するが、「地域社会に開かれた大学として、文化・産業そして行政等の面での地域社会への貢献」である。その使命を果たすべく、平成 15(2003)年度には地域生活科学研究所を設置、また津山市や津山高等工業専門学校と包括連携協定を締結し、地域社会の課題を反映させた研究、地域の産業・農産品等と結び付いた産官学民共同の研究・商品開発、各種審議会等への委員の派遣、更には社会人や現職教員を対象とした研修のための様々な講座の開設、高大連携による高校への講師派遣や生徒科目等履修生の積極的な受け入れ、社会人への授業開放等の取り組みを幅広く展開しているところである。

3. 本学の個性・特色等

沿革に示すとおり、平成 12(2000)年度以降の一連の改革を通じ、本学は理念・目的それ

に基づく使命の具現化を目指し、地域社会の人々の生活の向上に密接に関わる生活科学の分野における教育研究体制の整備・拡充と高度化に努めると共に、教育研究の「食・子ども・福祉」分野への特化、学生との関係を密にした教職員一丸となった学生支援、地域のニーズに対応した社会貢献の推進により、地方の人口 10 万人程の小都市を中心とした地域社会の発展の核となるべく努力を続けているところである。

即ち、本学は個性・特色として、次の 3 つの機能の充実に努めている。

①食と子どもと福祉という、地域社会の人々の生活に不可欠な分野における専門的職業人（学部）、高度専門的職業人（大学院）の養成

- ・学部では、食物学科における管理栄養士や栄養教諭等の養成、児童学科における小学校・幼稚園教諭及び保育士の養成、社会福祉学科における社会福祉士の養成
- ・大学院にあつては、食の分野における高度専門的職業人、専修免許を取得した幼稚園・小学校教諭、中学校・高等学校教諭（家庭）及び栄養教諭の養成
- ・インターンシップ実習やボランティア活動等の推進による実践的・応用的能力、加えて課題探求能力をもった質の高い職業人の養成

②学生支援の充実

- ・担任を中心としながら、担任と学生課及び学生相談室や保健室との緊密な連携による学生個々に対応した支援
- ・国家試験、採用試験対策のための支援の充実
- ・就職支援室と教員との協働による就職先開拓と就職支援
- ・ボランティア活動の推進による社会人としての資質の涵養（この取組みは、本学が目指す人間力の育成と③の地域貢献の両目的を併せもつ）
- ・教育委員会との連携の下、学生のスクールフレンド派遣による実践的な教育力の養成と採用試験を視野に入れた対策講座の推進
- ・本学への進学の意味がありながら経済的事情により進学困難な生徒への進学支援特待生制度等、本学独自の奨学金制度による経済的支援の充実

③地域貢献機能

- ・公開講座、岡山県生涯学習大学委託講座、講演会等
- ・高大連携による生徒の科目等履修生の受け入れ、出前講座等
- ・研究所による地域社会の課題を反映させた研究の推進、受託研究等、研究成果の公開発表会
- ・産学官民の連携による研究及び商品開発（研究所の下にある技術交流プラザ）
- ・津山市をはじめ周辺市町の各種審議会への委員の派遣
- ・子育て講座や保育士・管理栄養士のスキルアップのための講習会等、各種講習会への講師の派遣

Ⅱ 美作大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

- 大正 4 年 苫田郡教育会が津山市に津山高等裁縫学校を創設
- 昭和 23 年 学制改革により岡山県美作高等学校に改称
- 昭和 26 年 美作短期大学（家政科）を創設
- 昭和 42 年 美作女子大学（家政学部家政学科、入学定員：80 人）を創設
美作女子大学附属幼稚園を創設
- 昭和 44 年 家政学部家政学科を家政学専攻（入学定員：30 人）と管理栄養士専攻（入学定員：50 人）に専攻分離
- 昭和 53 年 美作短期大学を大学のある現北園校地に移転し、美作女子大学短期大学部と改称
- 昭和 56 年 家政学部食物学科と児童学科の 2 学科を設置、家政学科は募集停止（食物学科入学定員：40 人 児童学科入学定員：60 人 計 100 人）
- 平成 12 年 学部名称を生活科学部に改称
短期大学部の定員の一部を大学へ移し、大学に福祉環境デザイン学科（社会福祉コースと福祉建築コースの 2 コース制、入学定員：80 人）を設置、また、食物学科を管理栄養士養成課程とし入学定員を 80 人へ増の改組（生活科学部の入学定員：220 人）
- 平成 14 年 児童学科が保育士養成施設指定（入学定員 60 人の内 30 人の指定）
短期大学部に専攻科介護福祉専攻を設置
- 平成 15 年 大学、短期大学部共に男女共学とし、大学名を美作大学、美作大学短期大学部と改称
地域生活科学研究所を設置
- 平成 17 年 大学院生活科学研究科生活科学専攻修士課程（食生活安全学、児童心理学及び居住環境計画学の 3 分野で構成、入学定員：8 人）を設置
- 平成 19 年 児童学科の入学定員を 80 人へ増
これにより生活科学部入学定員は 220 人⇒240 人
大学院生活科学研究科生活科学専攻博士後期課程（食生活安全学・機能食材開発及び居住環境計画の 2 分野で構成、入学定員：3 人）を設置
- 平成 20 年 福祉環境デザイン学科を福祉のまちづくり学科に改称し、社会福祉専攻（入学定員：50 人）と建築・まちづくり専攻（入学定員：30 人）の 2 専攻に分離
大学院人間発達学研究科人間発達学専攻修士課程（発達支援及び学校・教育課程開発の 2 分野で構成、入学定員：5 人）を設置、これに伴い、生活科学研究科博士前期課程の入学定員を 3 人へ減
津山市、美作大学（美作大学短期大学部を含む）、国立津山工業高等専門学校との三者間の包括協定を締結
- 平成 23 年 福祉のまちづくり学科を社会福祉学科へ改組（入学定員：50 人）し、建築・

まちづくり専攻の募集を停止(生活科学部の入学定員：210人)

注：太字の箇所が主に大学及び大学院の沿革に係るものである。

2. 本学の現況

○所在地 〒：708-8511 岡山県津山市北園町 50 番地

○学部・学科等及び大学院の構成 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

学 部 等	学 科 等
生活科学部	食物学科
	児童学科
	社会福祉学科(平成 23 年度から福祉のまちづくり学科を改組)
	福祉のまちづくり学科 (平成 23 年度から社会福祉学科へ改組)
生活科学研究科	生活科学専攻 (博士前期課程)
	生活科学専攻 (博士後期課程)
人間発達学研究科	人間発達学専攻 (修士課程)

○短期大学の学科等の構成 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

学 科 等
栄養学科
幼児教育学科
専攻科介護福祉専攻(1年課程)

○学部の学生数 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在学学生総数
食物学科	80	若干名	320	87	96	95	89	367
児童学科	80	若干名	320	97	87	87	88	359
社会福祉学科	50	若干名	50	52	—	—	—	52
社会福祉専攻	—	若干名	150	—	27	39	33	99
建築・まちづくり専攻	—	若干名	90	—	8	18	13	39
合 計	210	若干名	930	236	218	239	223	916

注：平成 23 年度から、福祉のまちづくり学科(社会福祉専攻と建築・まちづくり専攻の 2 専攻)を、社会福祉学科(入学定員 50 人)に改組した。

美作大学

○大学院の学生数

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

研 究 科 等	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	在学学生総数
生活科学研究科生活科学専攻(博士前期)	3	6	2	6	—	8
生活科学研究科生活科学専攻(博士後期)	3	9	1	5	2	8
人間発達学研究科人間発達学専攻(修士)	5	10	2	3	—	5
合 計	11	25	5	14	2	21

○短期大学の学生数

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

学 科 等	入学定員	収容定員	1年次	2年次	在学学生総数
栄養学科	40	80	44	45	89
幼児教育学科	70	140	70	81	151
専攻科介護福祉専攻	20	20	17	—	17
合 計	130	240	131	126	257

注：専攻科介護福祉専攻は1年課程である。

○附属幼稚園の園児数

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

入学定員	収容定員	年少児	年中児	年長児	在園児数総数
65	205	66	72	72	210

○同一法人 岡山県美作高等学校の生徒数

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

	全 日 制				通信制	合 計
	1年次	2年次	3年次	計		
入学定員	250	250	250	750	300	1,050
在学学生	274	275	197	746	163	909

○教員数

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

学科・専攻・研究科 研究所等	専任教員数					助手	兼任 教員数	兼任 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計			
食物学科	9	6	3	1	19	4	12	27
児童学科	8	6	6	0	20	0	15	45
福祉のまちづくり学科 (社会福祉学科)	5	9	2	0	16	0	8	42
生活科学研究科(博士課程)	0	0	0	0	0	0	11	6
人間発達学研究所(修士課程)	0	0	0	0	0	0	9	3
地域生活科学研究所	0	0	0	0	0	0	0	7
合 計	22	21	11	1	55	4	55	130

○職員数

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

	事務・技術職員等
正職員	26 人
契約職員等	26 人
パート	8 人
計	60 人

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1. 教育研究組織

1-1 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《1-1 の視点》

1-1-①教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

1-1-②大学院を有する場合は、その教育研究上の目的を達成するために必要な研究科等の教育研究組織の規模、構成を有しており、適切に運営されているか。

1-1-③教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が全体として統合され、教育研究上の目的に照らして、それぞれ適切に連携されているか。

(1) 1-1 の事実の説明 (現状)

1-1-①教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は、大学設置以来の家政学部を平成 12 年度に生活科学部に改称した。現在、生活科学部 1 学部であり、その下に、管理栄養士養成課程である食物学科、幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成を目的とする児童学科、そして高齢者や障害者の生活しやすい地域づくりの知識を有する社会福祉士の養成を目的とする社会福祉学科の 3 学科を置いている。なお平成 23 年度から、これまでの福祉のまちづくり学科(社会福祉と建築・まちづくりの 2 専攻により構成)を、建築・まちづくり専攻を募集停止したことに伴い、社会福祉学科へと改称した。各学科の規模は、食物学科及び児童学科はそれぞれ入学定員 80 人、社会福祉学科は 50 人(2 年生以上が在籍する福祉のまちづくり学科は入学定員 80 人)であり、大学全体の収容定員は平成 23 年度時点で 930 人(平成 26 年度には 840 人)である。

本学は理念・目的に示すように、地域生活の向上に貢献できる専門的職業人の養成を目指している。そのため、各学科では以下に示すように、種々の資格・免許を有する人材養成に向け、関係諸機関から養成施設としての指定・認可を受けている。

○食物学科：管理栄養士国家試験受験資格、栄養士

中学校・高等学校教諭一種免許状(家庭)及び栄養教諭一種免許状

○児童学科：幼稚園及び小学校教諭一種免許状

保育士(入学定員 80 人の内 50 人)

認定心理士(日本心理学会認定)

○社会福祉学科：社会福祉士国家試験受験資格

高等学校教諭一種免許状(福祉)

上記の他、全学科でレクリエーション・インストラクターの資格及び社会福祉主事の任用資格、そして学科によってはそれぞれの専門と関連するその他の任用資格の取得が可能な教育課程となっている。

教育研究上の基本組織として置かれる学部、学科の規模は、表 1-1-1 に示すとおりである。全学科が同一キャンパス内にあり、教員組織（本報告書のⅡの2の本学の現況の教員数の表を参照）、また校地と校舎についても、大学設置基準を充分満たしている。

表 1-1-1 学部、学科の規模 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

学 科 等	入学定員	収容定員	在学生総数
食物学科	80 人	320 人	367 人
児童学科	80 人	320 人	359 人
社会福祉学科	50 人	50 人	52 人 (1 年次のみ)
社会福祉専攻	—	150 人	99 人 (2~4 年次のみ)
建築・まちづくり専攻	—	90 人	39 人 (2~4 年次のみ)
合 計	210 人	930 人	916 人

研究科については、次の 1-1-②で述べるように、本学の理念・目的の更なる充実・高度化を目指して、平成 15 年度の研究所の設置を契機に、平成 17 年度以降鋭意大学院の設置・拡充を進めてきた。現在、学部・学科の基礎の上に 2 研究科を設置している。内、1 研究科は博士課程、他の研究科は修士課程である。また附属研究機関として、学部及び大学院の教育研究の充実、更には地域貢献を目的とした地域生活科学研究所を設置している。

附属機関としては、前記の研究所の他に図書館、幼稚園、情報処理教育センター、そして学生による地域社会へのボランティア活動の推進とその活動を通しての人間力向上を目的としたボランティアセンター、更にはスポーツ振興及びスポーツによる地域貢献を目的としたスポーツセンターを設けている。

学科間、研究科間そして学部と研究科との連携・調整も、各種会議・委員会等により定期的に行われ、組織運営の体制も十分に整備されている。また、研究所等の附属機関についても、常勤の教職員が運営に当たることとしている。

美作学園は、大学と同一キャンパス内に美作大学短期大学部を設置している。短期大学部は栄養学科（入学定員 40 人）、幼児教育学科（入学定員 70 人）と 1 年課程の専攻科介護福祉専攻（入学定員 20 人）から構成されている。学内の各種会議及び委員会も、教授会以外は原則として大学・短期大学部合同の委員会として組織運営され、また、大学・短期大学部に近接した学科を設置している利点を生かし、それぞれの所属の教員が相互に兼任として所属外の大学あるいは短期大学部の教育、学生指導に深く関わり、教育研究及び学生支援において相乗効果が発揮されるよう緊密な連携を図っている。

1-1-②大学院を有する場合は、その教育研究上の目的を達成するために必要な研究科等の教育研究組織の規模、構成を有しており、適切に運営されているか。

大学院については、学部の教育研究を基礎として、平成 17 年度に生活科学研究科生活科学専攻修士課程を設置、そして平成 19 年度には同研究科・専攻の博士課程を設置、次いで平成 20 年度には人間発達学研究科人間発達学専攻修士課程の設置を行った。生活科学研究科生活科学専攻博士前期課程（入学定員 3 人）は食生活安全学・機能食材開発分野と栄養管理実践分野の 2 分野で、博士後期課程（入学定員 3 人）は食生活安全学・機能食材開発分野と生活心理学分野の 2 分野、そして人間発達学研究科人間発達学専攻（入学定員 5 人）は発達支援分野と学校・教育課程開発分野のそれぞれ 2 分野で構成されている。

本学は「食・子ども・福祉分野で、地域生活の向上に寄与できる専門的職業人の養成」、
「地域社会のニーズを反映させた教育研究への取り組みにより社会へ寄与」を理念・目的
としている。地域社会の急激な変容の中で、地域社会が抱える課題も多岐・多様化・複雑
化してきている。そのため、本学は小規模ではあるが大学院では、食と子どもの分野にお
いて高度な教育研究を進めることにより、高度の専門的知識や知見、更には実践的スキルを
備えた専門的職業人及び研究者を養成することを目指し、整備・充実を進めてきている。

大学院で取得できる資格・免許は次のとおりである。

- ・生活科学研究科生活科学専攻（博士前期課程）
 中学校・高等学校教諭専修免許状（家庭）
 栄養教諭専修免許状
- ・人間発達学研究科人間発達学専攻
 幼稚園・小学校教諭専修免許状

表 1-1-2 は、大学院における入学定員、収容定員及び教員数の一覧である。なお、表
中の教員数は研究指導教員及び研究指導補助教員数の合計である。両研究科共に教員組織
については、設置基準上の要件を充たしている。また、これらの教員は全て学部教員の兼
担であり、したがって大学院と学部との連携は緊密である。

研究科委員会は研究科ごとに開催しているが、両研究科に係る議案がある場合は、学長
の判断で合同の研究科委員会を開催し、審議している。

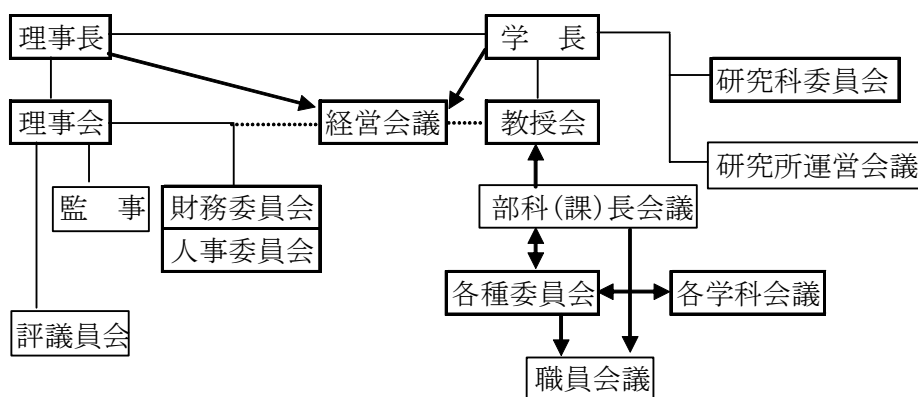
表 1-1-2 大学院の規模及び教員数

研究科・専攻	入学定員	収容定員	在学生数	専任教員数
生活科学研究科生活科学専攻（博士前期）	3 人	6 人	8 人	11 人
生活科学研究科生活科学専攻（博士後期）	3 人	9 人	8 人	6 人
人間発達学研究科人間発達学専攻	5 人	10 人	5 人	9 人
合 計	11 人	25 人	21 人	—

1-1-③教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が全体として統合さ
れ、教育研究上の目的に照らして、それぞれ適切に連携されているか。

大学全体の運営は、図 1-1-1 に示しているように、それぞれの組織が相互に有機的な
連携を図りながら運営されている。

図 1-1-1 大学運営体制



注：図書館運営に関する図書館運営委員会及び情報処理教育センターの運営に関する情報処理教育センター委員会は、上記の各種委員会に含んでいる。また、スポーツセンター及びボランティアセンターは学生部の下に位置付けている。

上記図中の会議、委員会の内、その主なものについてその目的、所掌事項及び構成等について以下概略示すことにする。

経営会議：「大学経営会議規程」に基づき運営されている。理事長、学長、事務局長、理事の学生・就職部長の他に、理事長が指名した広報部長で構成されている。教育研究体制の方向性や教育研究環境の整備、また、大学運営の重要事項について審議する。

教授会：「教授会運営規程」に基づき運営されており、教授及び准教授で構成されている。所掌事項は学則第 40 条に規定されているが、その主なものは学則・教育課程等教育研究上重要な事項、教員の人事に関する事項、入試、学生の卒業・身分異動に関する事項、各種委員会規程に関する事項等について審議する。

研究科委員会：「大学院学則」に基づき運営されており、学長、研究科長、大学院担当の教員及び事務局長で構成されている。研究科毎に委員会を開催しているが、両研究科の教育研究に係る事項については、学長の判断で合同の委員会を開催し、審議している。研究科委員会の審議事項の内重要な事項については、学部教授会へも報告し、連携を図っている。

部科(課)長会議：大学の教育研究の推進・充実及び管理運営の円滑化を図るため、「部科(課)長会議規程」に基づき運営されている。本会議は学長、図書館長、各部長、各学科長、事務局長及び事務局の各課長及び室長で構成されている。教授会に付議する事項、大学の管理運営に関し議長が付議した事項について審議する、また、大学の全般的な業務の連絡調整に当たる。

地域生活科学研究所運営会議：本学の教育研究の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として、「地域生活科学研究所運営規程」に基づき運営されており、所長、副所長及び事務局担当職員で構成、また、学長、事務局長及び名誉所長もオブザーバーとして出席することとしており、研究所の企画運営に関する事項、調査研究及び受託研究等に関する事項について審議することとしている。

これらの他、委員会としては入学試験委員会、学生募集委員会、就職委員会、自己点検・評価委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、人権教育委員会、ハラスメント防止委員会、図書館運営委員会、情報処理教育センター委員会、予算委員会、教務委員会、学生委員会、教職課程委員会、紀要編集委員会、職員研究助成審議委員会、公開講座企画運営委員会及び倫理審査委員会等がそれぞれの委員会規程に基づいて運営され、重要な事項については審議結果を案として部科(課)長会議や教授会へ提案することとしている。また、多くの議案について学科の意見が反映されるよう連携を図っている。

学科会議では、各種委員会からの要請事項についての審議、学科の教育研究の推進・充実についての検討、学生の教育・就職及び生活面での支援、教員間の連絡調整等を行っている。

本学では小規模大学の特性を生かし、大学設置以来伝統的に大学・短期大学部の専任の教職員を一同に会した「職員会議」を毎月開催している。各種会議や委員会等で決定した

事項についての報告、事務局各部署からの行事等についての連絡、提出物や行事への協力依頼等を行っている。これらの内容の大部分は学内メールでも連絡しているが、一同会したところで報告、連絡及び依頼を行うことで、周知徹底に加え、教職員同士の一体感の醸成、更には教職協働の上でも重要な役割を果たしている。

(2) 1-1の自己評価

教育研究組織は、本学が人口11万人弱の地方都市である津山市に位置していることを考えるとき、学部・大学院共に適切な規模で構成されている。ただこれまで大幅に定員割れしていた福祉のまちづくり学科を、今年度から社会福祉士の養成に特化した社会福祉学科に改組したことで、社会福祉士の国家試験の高い合格率の実績の相乗効果があり、今年度は入学定員を充足できた。今後も同学科の教育研究の充実、効果的な学生募集により恒常的な定員充足に努めることで、近い将来同学科の定員増を図りたいと考えている。

1 学部3学科と小規模であるため、部科(課)長会議を始めとした重要な会議・委員会は学長、3部長、事務局長及び各学科長が構成員となっている。多くのそれ以外の各種委員会は各学科から選出された委員で構成されており、学科間の連携は緊密である。また、学部と研究科についても、研究科委員会委員は学部の教員が兼担しており、両者の連携についても問題ない。

組織運営は、それぞれの会議や委員会が定期的で開催され、学長始め規程により定められた委員長が業務を掌握し、教育目標達成へ向けた教育研究の充実、学生の多様なニーズへの対応、地域との連携や貢献等に適切に対応している。しかしその反面、小規模大学であるため各教員の負担が大きくなっている。これについては、公共性の強い大学の果たすべき責務ということで教員の理解を得ることに努めている。

(3) 1-1の改善・向上方策

平成17年度以降の大学院の設置・拡充、今年度の福祉のまちづくり学科の社会福祉学科への改組と教育研究体制の整備を進めてきた。今後はこの体制の下でFD活動等の一層の推進により、教育研究の充実に努めていくこととする。

なお、各種会議・委員会規程については、現在の管理運営体制を踏まえた整備を早急に図ることとする。

1-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《1-2の視点》

1-2-①教養教育が十分できるような組織上の措置がとられ、かつ運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 1-2の事実の説明(現状)

1-2-①教養教育が十分できるような組織上の措置がとられ、かつ運営上の責任体制が確立されているか。

本学では、大学の規模を考慮していわゆる教養教育を専門とする教員の配置は行わず、教養教育課程の授業については各学科所属の教員が学科の枠を越えて、その教員の専門分

野と関係の深い授業科目を担当することになっている。担当教員の決め方については、教務部長を中心に進めている。なお、全学必修の「1年次セミナー」については、当該科目の目的から、それぞれの学科の専任教員全員がその教育に当たることとしている。

教養教育の運営については、教務部長を委員長とし、各学科から推薦された委員で構成される教務委員会が責任を持つこととしている。なお、本学の教養教育課程は、全学共通の教養教育の科目群と各学科の専門基礎の科目群から構成されており、後者についてはそれぞれの学科がその運営に責任を持つこととしている。また「1年次セミナー」の内容検討やテキスト作成等については、必要に応じ教務部長の下にワーキンググループを設けることとしている。

(2) 1-2の自己評価

教養教育の運営に教務部長を責任者とする教務委員会が当たることにより、ややもすると専門教育と切り離して見られがちな教養教育について、専門的職業人として社会に貢献できるその基盤としての豊かな人間性の涵養や、広い視野を養うこと等を目的とした教養教育本来の意義を踏まえて、教育課程の検討やその運営が行われており評価できる。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

現在のところ特段問題はないと評価している。今後とも、各学科から推薦の教務委員や教養教育の科目担当教員が、教養教育の意義や重要性を十分認識した上で運営に当たったり、授業の改善に努めるための研修を進めることとする。

1-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《1-3の視点》

1-3-①教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備され、且つその組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 1-3の事実の説明（現状）

1-3-①教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備され、且つその組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

教育研究に関わる学内の意思決定は、最終的には教授会の議を経て理事会の承認を得ることとしている。教授会の下には、教育研究に関する委員会等として部科（課）長会議、教務委員会、入学試験委員会、各学科会議、自己点検・評価委員会、FD委員会があり、その他間接的にそれに関わる委員会として学生委員会、就職委員会更には図書館運営委員会等がある。

教育研究の充実の上で特に重要な委員会は学長が議長となり、他の委員会についてはそれに関連する部の部長が委員長となっている。委員会によっては、各学科選出の委員に加え学科長も委員に入ること、学科の意思を反映、また、事項によっては委員会から学科会議に検討を依頼するといった双方向での連携により会議を進め、審議した事案によっては部科（課）長会議に諮り、それを踏まえ教授会で審議することとしている。自己点検・

評価委員会やFD委員会で明らかとなった課題等の解決についても同様の対応をしている。

大学院については、学長、教務部長、研究指導教員、研究指導補助教員そして事務局長により研究科委員会を組織し、研究科毎の委員会を開催、両研究科に関わる事案については学長判断で合同の委員会を開催して審議しており、研究科間の連携は十分である。

教授会や研究科委員会、各種委員会等での決定事項については学科会議や職員会議において教職員に報告し、共通理解を深めることにより、全学的に教育研究、学生支援の円滑で効果的な推進を図っている。

教授会は「教授会運営規程」に則り、平成22年度は臨時教授会を含め15回開催され、教授会に付議された教育研究に関する事項や学長の諮問に基づく事項の審議が行われ、その役割を十分に果たしている。研究科委員会は、平成22年度はそれぞれ5回開催され、教育研究に関する案件の審議を行っている。

部科（課）長会議を含め各種委員会や学科会等も毎月1回程度開催され、それぞれの委員会等の懸案事項について審議、また、課題の解決に当たっている。

教育研究に関する学習者の要求は、担任や卒論指導教員、オフィスアワーで訪れた学生を通じ、更には授業評価の自由記述を通じ汲み上げると共に、学長を含めた関係教員と学生代表との意見交換会で出た意見や要求について、関係委員会や部署で対応している。

（2）1－3の自己評価

大学の教育研究運営の責任体制が明確にされ、且つ各種委員会等間の連携が図られている。主要な委員会等には学長、教育系部長、更には事務局長が委員長あるいは構成員として加わり、本学の理念・目的が教育研究に反映されるよう図っている。委員会等での決定事項については、全教職員に対し職員会議やメールにおいて報告し、課題の共有化を図っている点評価できる。また、学習者の要求を汲み上げ、要求に対応するシステムも機能している。

（3）1－3の改善・向上方策（将来計画）

大学の教育研究に関わる意思決定機関のシステムは、本学の理念・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、機能している。

急速に変化していく社会のニーズ、大学を取り巻く状況の変化の中で卒業時に求められる力量等に係る情報の収集に努めながら、得られた情報についての共有を図り、今後とも各委員会等で本学の理念・目的に即した教育研究の改善を図っていくよう努めていくこととする。

[基準1の自己評価]

教育研究組織は、本学の理念・目的に則り適切に構成されており、学科毎の教育目的・目標に即した人材養成が行われている。大学院や附属機関との連携もスムーズである。

本学の意思決定のシステムは、学長のリーダーシップの発揮と合わせて、各委員会や学科会議等を介し教員の意思が反映されるシステムとなっており、適切に機能している。

現在の委員会等の組織については、教育研究の適切な運営のため必要なものであるが、本学のような小規模大学の教員組織から考えると、1人の教員が複数の委員会委員となら

ざるを得ず、委員会業務に相当の時間を要し、時として教育研究に支障が生じている点改善の必要がある。

【基準1の改善・向上方策(将来計画)】

名称変更により今年度から再スタートした社会福祉学科については、入学定員 50 人を充足することができた。今後も国家試験での全国トップレベルの高い合格実績を維持できるよう教育力の向上に努めるとともに、学生募集に力を入れ入学定員の恒常的な充足により足場を固め、近い将来の同学科の定員増を計画することとしたい。

委員会等の点検・評価を進め、一部委員会の整理が可能かの検討、また、特定の教員への過重負担の是正を進めることとする。

基準 2. 教育課程

2-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《2-1の視点》

- 2-1-①建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 2-1-②教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 2-1-③教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

平成 15(2003)年度の共学化を機に制定した「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、人間性豊かな専門的職業人の養成、創造的で自立した人間の育成、地域社会の発展への寄与、地域社会の人々に対する学習の機会の提供を本学の目的とした。この「理念・目的」を受けて、教育目標を定め、教育力の向上に組織的に取り組んできた。

平成 19(2007)年度に、自己点検・評価委員会と各学科・研究科との連携の下に教育目標の点検・評価を進め、本学の教育目標を以下のように定めた。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。
3. 学生個々に応じた指導・教育により、学生の満足度を高め、勉学及び卒業後の進路への意欲を高める。
4. ボランティア活動等を積極的に推進し、社会への関心を高め、社会に貢献できる人間を育成する。

これに伴って、各学科及び研究科は教育目標の見直しを行い、新たな教育目標に基づいて、平成 20(2008)年度には、学部の 3 学科で教育課程を改定した。さらに、平成 22(2010)年度には、本学の目指す人材養成の目的を学則に明記するために、各学科の教育目標についても再度項目の見直しを行い、人材養成の目的とそれを具体化する教育目標の関連がより明確になるよう修正を行った。

○学科毎の教育目標

【食物学科】

保健、医療、福祉、教育分野の栄養サポートや食育を担い、食のエキスパートとして食生活の改善に寄与し、それを通して地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

この人材養成の目的を達成するために、次の 1-4 を教育目標として掲げる。

1. 管理栄養士の養成にあたっては、保健、医療、福祉、特定給食施設等の現場において、個人の身体状況・栄養状態等に応じた栄養サポートや給食管理、傷病者に対する栄養サポートや給食管理を担う専門的知識と技術の修得、特に現場への対応能力、実践力

の養成に力を注ぐ。

2. 栄養教諭の養成にあたっては、学校における児童・生徒の食育及び給食管理を担うことのできる専門的知識や技術の修得をめざす。
3. 高等学校及び中学校の家庭科教員の養成にあたっては、食に関する高い専門性を有し、調理師養成教育にも貢献しうる力量を身につける。
4. 管理栄養士、栄養教諭及び家庭科教員等として現場において専門的知識や技術を生かすことのできるように、深い教養や思考力、職業意識、協働力、コミュニケーション力などの能力を高める。

【児童学科】

子どもを取りまく社会環境の変化や子どもの意識・行動の複雑化、多様化等に対応した教育の推進を通じ、保育、教育及び子育て支援の分野において優れた知見と実践的・応用的能力を身に付けた、地域社会に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

この人材養成の目的を達成するために、次の1～4を教育目標として掲げる。

1. 子どもの心理・発達、児童文化、教育学等子どもへの理解を深める学習を基礎に、模擬授業の積極的な導入、教育現場との連携を密にした教育により、幼稚園・小学校教諭としての資質の向上や実践的・応用的能力を養う。
2. 乳幼児を中心とする子どもの発達、人間形成についての学習を基礎に、福祉の知識や援助技術の習得により、子育て支援について保育者としての優れた知見と実践力を養成する。
3. 発達支援や臨床心理等の心理系科目の充実、そして現場との連携を密にすることにより、子どもの心の問題に対処できる能力を養成する。
4. 学生が主体的に取り組む学習を展開し、保育・教育の現場で求められる課題設定能力と解決能力を養う。

【社会福祉学科】

少子・高齢化が急速に進むわが国において、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが強く求められている。そのような社会的要請に応え、誰もが住み慣れたまちや地域でのいきいきとした生活を実現するために諸課題の解決を目指し、地域社会づくりに貢献する社会福祉士の養成を目的とする。

この人材養成の目的を達成するために、次の1～4を教育目標として掲げる。

1. 福祉の理念、専門的知識と技術、加えてまちや地域づくりの知見を養う。特に地域福祉の充実のため、生活援助の提案・実践力を養う。
2. 少人数教育により、専門分野の研修会参加や現場体験を重視し、社会福祉士として必要な現場対応力、実践力を養う。
3. 福祉分野の実務を支える様々なICT（情報通信技術）活用能力の修得を重視し、ICTリテラシーの涵養を図る。
4. 社会福祉士として社会に貢献できるよう、地域社会や暮らしに対する強い関心や問題意識、目的意識、柔軟な思考力そして何よりも豊かな人間性の涵養に努める。

【生活科学研究科生活科学専攻】

博士前期課程は、生活科学分野において、広い視野に立った清深な学識を身に付けるとともに、特に食生活安全学・機能食材開発及び栄養管理実践の各分野における高度の教育研究により、健康の維持・増進を通じ、地域社会の人々のQOL（生活の質）の向上が保証される社会の構築に貢献できる高度の専門性が求められる職業人の養成を目標とする。

博士後期課程は、博士前期課程における教育研究をベースにし、専門分野において自立して研究活動を行える研究能力を有する研究者、又は高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びそれらの基礎となる学識を身に付けた高度の専門的職業人の養成を目標とする。

【人間発達学研究科人間発達学専攻】

人間発達学研究科は、幼児・児童の心理・発達メカニズムの研究・解明と、それをベースにして、発達の支援方法のあり方に関わる実践的な教育研究分野として「発達支援分野」を、また、学校社会における望ましい人間関係、学力保障の社会的要請を踏まえ、生徒指導・生活指導および教育方法・教育課程開発に関わる教育研究分野として「学校・教育課程開発分野」を設けることにより、保育や教育に関わる共通課題、即ち発達上の諸課題を科学的に探求できる能力と、得られた知識・知見を基礎にした応用的・実践的技能を備えた高度な専門的人材の養成を目標とする。

（2）2-1の自己評価

建学の理念に基づき、大学の教育目的・目標が設定されており、学生の状況や社会の動向や要請を踏まえて改定を行っている。大学の教育目的を達成するために、各学科・研究科が教育目的と教育目標を定め、教育課程の編成を行っている。各学科・研究科は、資格取得を中心に専門的職業人に必要な専門知識や実践力の養成に努めている。

近年、大学を取り巻く状況は複雑であり、多様な学生の受入によって、学力不足や学習意欲の低下などが取り上げられている。これらの諸問題に対して、平成20年度の改定では、教養教育において社会人としての基礎的能力を養った上で、専門教育に進み、社会に貢献できる能力を身につけることを目指した。社会人としての基礎的能力は、社会的な要請の強い課題解決能力、思考力、職業意識、協働力、コミュニケーション力等の能力を養うことを目標にしている。

多様な学生への対応は、初年次における少人数グループでのゼミにより、学生個々に応じた指導・教育を行い、大学での学びの指導や進路への意欲を高める努力をしている。

現場への対応能力、実践力は、ガイダンスの授業によってボランティア活動等を積極的に推進し、ボランティア活動の内容を評価して単位化することによって身につけられるようにしている。

これらの改革の取り組みは、学生の教育課程に対する満足度を高め、将来の進路への意欲を高めるものと考えている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

平成 19(2007)年度における点検・評価、さらに平成 22 年度における再点検によって、大学及び学科・研究科の教育目標は整理できた。これらの目標の達成に向けて、当面は改正したそれぞれの学科の新しい教育課程について、FD活動を組織的に展開することにより、各教員がそれぞれの担当科目及びその隣接分野の科目についての理解を深める中で、自らの担当科目が教育目標のどの部分を達成目標とするかを明確に自覚するようにする。各科目の達成目標を明確にすることによって、学生の学習意欲や達成感を高めていく。

一方、これからも、学生の状況や社会の動向そして社会の要請を分析し、見直しを行っていく必要がある。特に本学の場合、各学科において多様な資格・免許を取得可能としているので、各資格・免許の取得要件についての施行規則等の改定に対応して、教育課程を検討していく必要がある。それらに対しては、教務部長・教務部そして関係する学科との連携を密にしながら教務委員会において、迅速・適切に対処することとする。

2-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《2-2の視点》

- 2-2-①教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 2-2-②教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 2-2-③年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 2-2-④年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。
- 2-2-⑤教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- 2-2-⑥教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

前述の教育目標を達成するために、生活科学部ではそれぞれの学科のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定め、それを下に教育課程の見直しを順次行ってきた。平成 20(2008)年度には、全学科で教育課程の大幅な見直しを行った。教養・基礎科目は、教養教育の充実によって社会人としての基礎的能力を養うように表 2-2-1 のような科目群を設け、主に 1・2 年次において全学科共通の教育を行っている。

専門教育科目では、各学科で表 2-2-1 に示す科目構成によって、基礎的な科目からより専門的な科目を学年進行にしたがって配置し、専門的職業人の養成を行っている。その他に学科によって、教職に関する科目を設けている。

またその後も、資格・免許の取得要件についての施行規則等の改定に対応して、平成 21 年度には、社会福祉士や建築士養成に係る教育課程、さらに平成 22 年度には保育士養成に係る教育課程の改正、さらに、学科改組に伴う改正（平成 23 年度：福祉のまちづくり学科から社会福祉学科へ）、教育効果改善のための改正（平成 23 年度：食物学科）等、絶えず変化する社会のニーズに対応すべく継続的に改正を行ってきている。

以下に学科ごとの教育内容について説明する。

表2-2-1 生活科学部各学科の科目の構成

	教養・基礎科目	専門教育科目	資格関連科目
食物学科	導入科目 共通教養科目 キャリア科目 情報リテラシー科目	社会・環境と健康 人体の構造と機能および疾病 食べ物と健康 基礎栄養学 応用栄養学 栄養教育論 臨床栄養学 公衆栄養学 給食経営管理論 総合演習 臨地実習 その他の科目	教職に関する科目
児童学科	外国語科目 スポーツ健康科目 単位互換科目 学科基礎科目	児童文化領域 心理学領域 教育学領域 教科関連領域 教職関連領域 子育て支援領域 卒業研究	
社会福祉学科		専門基幹科目 専門展開科目 その他の専門科目 卒業研究系	教職に関する科目

注：児童学科では、教職に関する科目及び保育士資格に関する科目は、いずれも学科専門教育科目の中に位置づけられている。

【食物学科】

食物学科は、管理栄養士養成を通して「地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる人材の養成」（学科教育目標）を目指していることから、管理栄養士養成校の指定基準に基づく教育課程を主体として、地域社会の医療、福祉、教育現場に対応する力量の育成に力を注いでいる。管理栄養士養成の教育課程における「専門基礎分野」では「社会・環境（人間や生活）と健康」「人体構造と機能、疾病の成り立ち」「食べ物と健康」、また「専門分野」では「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の各教育分野について、講義・演習及び実習・実験のそれぞれ所定の単位数以上の科目を開講し、各科目の教育内容の関連性、専門性を考慮して年次配当を定めている。また「特に現場への対応能力、実践力のある管理栄養士の養成に力を注ぐ」（学科教育目標）ために、「福祉臨床栄養学」「福祉臨床栄養学実習」「小児栄養学実習」「高齢期栄養学演習」「給食調理学実習」などの科目を設けている。また管理栄養士養成の教育課程には生物や化学の基礎知識が必要となるが、入学時の習得度が学生個々により異なることから、1年次前期に基礎教育科目として「基礎化学Ⅰ・Ⅱ」「栄養基礎化学」「基礎生物学Ⅰ・Ⅱ」を開講している。

本学科は、栄養教諭、高等学校及び中学校の家庭科教員養成の教育課程を設けているが、主として3年次以降に関連科目を配置し、管理栄養士専門科目の修得状況から教職履修の

有無を3年次までに判断するよう指導している。

また専門的職業人への高い意識付けのため、4年間を通してキャリア教育を重視し、「食物学演習」「キャリアデザイン論」「ボランティア実習」「インターンシップ実習」「臨地実習」などの科目に加え、課外における指導（キャリアデザインプランづくり、卒業生や先輩による講話会、就職講座等）に力を入れている。

【児童学科】

児童学科では、保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、認定心理士等、多様な資格を取得することができるが、これらの資格については2年次以降、希望により2つのコースに分かれて必要科目を履修する。平成22年度入学生より、「小学校教員養成コース」と「保育士・幼稚園教員養成コース」に再編し、コース名称と学生が目指す取得資格・専門職の関係が明確になるようにしている。

4年次の「教職実践演習」に向けて、1年次の「実践力基礎演習」によって教職・保育職への動機付けや使命感を育てる。その後は、「スクールフレンド」事業を中心に現場での実践的活動に参加する。また、年次ごとに「履修カルテ」を作成し、「自己課題の設定」と「自己評価」によって知識や技能の定着を図る。「教職関連領域」の科目群によって、幼稚園・小学校教諭としての資質の向上や実践的・応用的能力を養成している。特に、「総合演習」は、学生が自分たちで具体的テーマを設定して研究・実践に取り組むことで、保育・教育技術の向上を目指す。「子育て支援領域」には保育士必修科目が含まれており、子育て支援についての優れた知見と実践力を持った保育者を養成する。「心理学領域」は、発達支援や臨床場面に対応する際の基礎となる能力を養うために設けられている。「卒業研究」では演習によって自らのテーマで取り組み、「卒業論文」を全員が提出するようにしている。

【福祉のまちづくり学科社会福祉専攻（平成20～22年度入学生）、及び社会福祉学科（平成23年度1年生）】

福祉のまちづくり学科社会福祉専攻及び社会福祉学科は、社会福祉士国家試験の指定科目のほかに、住み慣れた地域（コミュニティ）での生活支援ができる人材を養成するための専門科目として「まちづくり系科目」などを加えて教育課程を編成している。本学科は、地方都市出身者が多いことから、過疎地でのまちづくりに関心を持たせるために「まちづくり系科目」として、「中山間地福祉のまちづくり」など特色ある科目を設定している。

また、社会福祉士国家試験指定科目の学習に意欲を持たせるために、1年次から少人数のグループ学習や社会福祉現場の職員による講義、現場見学などを組み込んでいる。

【福祉のまちづくり学科建築・まちづくり専攻（平成20～22年度入学生）】

「学科基幹科目」の「建築系」の科目及び「建築・まちづくり専攻展開科目」は、建築設計・計画、建築環境・設備、建築構造、建築生産の分野で構成され、一般の工学部建築学科と同様に、卒業と同時に2級建築士の受験資格を取得し、卒業後2年の実務経験を経て1級建築士の受験資格を取得できる教育課程となっている。各科目においては、演習・実習は元より、講義科目においても、建築系の実践に必要な教材のビジュアルな提示や現場見学等を数多く取り入れ、学生の理解を深めている。4年次に開講している「建築技術特

別講義Ⅰ・Ⅱ」は、2級建築士資格取得を目指した国家試験受験対策を通して、実践力のある人材の育成のための科目である。また、学生に対してインターンシップ（オープンデスク）を積極的に推奨し、これまでも多くの学生が現場体験を行っている。

「学科基幹科目」の「建築系」ならびに「まちづくり系」は、建築の基礎をはじめ地域社会や暮らしに対する強い関心や問題意識、目的意識を深めることができ、「社会福祉系」の科目は福祉の十分な知見が得られる教育課程となっている。以上の教育課程によって、住宅・建築・まちづくりの現場で活躍できる工学系の「優しさのある建築技術者」の養成を目指している。

なお先述した通りであるが、平成23年度からは「建築・まちづくり専攻」を募集停止とし、社会福祉学科へと改組した。それに伴い建築系の科目は廃止し、専門基幹科目群と専門展開科目群及びその他の専門科目群による構成へと大幅な見直しを図った。

年間学事予定、授業期間は『履修要項』に明示し、学生に周知を図っている。授業は半期15回の授業が確保できるように、祝日の授業実施や補講日の設定なども行っている。半期15回の授業を確保するために、試験期間は授業期間とは別に設定している。学生には、前期・後期の授業開始前に教務課ガイダンスを行い、行事予定表及び授業時間割などを配付し、説明を行っている。

卒業に必要な単位数は、124単位と学則に定めている。卒業要件は、平成20年度の教育課程の見直しで、全学科とも教養・基礎科目30単位、専門教育科目94単位に統一された。年次別履修科目の上限や進級要件は現段階では定めていない。しかし、卒業や資格取得に必要な科目の学年配当が、実質的に履修科目の制限や進級要件の役割を果たすように配慮している。

修得単位の状況について『報告書・データ編』の表2-3を概観すると、1年次は食物・社会福祉の2学科で概ね51単位以上、児童学科は41～50単位が中心である。2年次は食物学科で41～50単位以上、児童学科で41～50単位、福祉のまちづくり学科で31～40単位、3年次は食物学科で21～30単位、児童学科で41～50単位、福祉のまちづくり学科で21～30単位、4年次は全学科で30単位以下となっている。学生は4年間で150単位ほどを修得しており、大部分の学生が資格取得のために卒業要件以上に履修をしている。どの学科も1・2年次で多く、4年次で少ない修得状況になっている。特に、1年次は教養科目で半期2単位の講義科目が多いこともあり、修得単位が多くなる傾向がある。4年次は就職活動や卒業研究に当てられるように配当を少なくしている。2・3年次は、学科によって修得単位数が違っている。これは学科で取得できる資格等に係る学外実習の時期の違い、更には国家試験への対策等を配慮した学年配当を行っていることによる。

このように学科ごとに修得状況が違うので、履修科目の上限を一律に定めることが難しい面がある。また、各学科の掲げる教育目標とも関わるため、希望の資格を確実に取得できるよう教育課程を編成する必要があり、これも一律の上限設定を難しくしている。しかし、単位制度の実質化のため、教務委員会を中心に資格取得の制約にならない範囲で上限を設けることを現在検討中である。

進級要件は設定していないが、資格取得のための学外実習の履修要件を各学科で定め、学習意欲の喚起に努めている。実習履修要件には、学習の評価結果も加えられ、学生指導

に役立てている。

以上の学部教育の上に、大学院では表 2-2-2 のような科目構成によって教育を行っている。

表 2-2-2

課程	分野	共通	科目領域
生活科学専攻 博士前期課程	食生活安全学・機能食材 開発分野	生活科学論ゼミナール 前期特別研究	食生活の安心・安全 健康の維持・増進
	栄養管理実践分野		栄養管理 特別臨地実習
生活科学専攻 博士後期課程	食生活安全学・機能食材 開発分野	後期特別研究	博士後期課程基礎ゼミナール
	生活心理学分野		博士後期課程基礎ゼミナール
人間発達学専攻 修士課程	発達支援分野	特別研究	発達心理 発達支援
	学校・教育課程 開 発分野		教育臨床 教授法・教育課程開発

以下に研究科ごとの教育内容について説明する。

【生活科学研究科生活科学専攻】

博士前期課程は、「食」に関する現代的課題について幅広い知識、問題意識を持たせることを目的とした「食科学論ゼミナール」、「公衆栄養学特論」そして「公衆衛生科学特論」を共通科目とし、食生活安全学・機能食材開発分野と栄養管理実践分野に分かれる。「食生活安全学・機能食材開発分野」は「食」の安全・安心の確保に関わる「食生活の安全・安心」領域をベースに、健康の維持・増進を追及する「健康の維持・増進」領域によって編成されている。「栄養管理実践分野」は管理栄養士に係る「栄養教育特論」や「臨床栄養学特論」、「実践栄養管理特論」などの履修に加え、医療・福祉の現場あるいは学校・行政の現場での健康増進推進に係る特別臨地実習によって、管理栄養士としてのスキルアップを図る編成になっている。

博士後期課程は、食生活安全学・機能食材開発の分野において、広く深い知識と知見の獲得と問題意識を持たせることを目的とした「食科学後期ゼミナール」を開講している。生活心理学分野では、広く深い知識と知見の獲得、問題解決能力の養成を後期特別研究において、複数の教員により、研究指導と並行して行なっている。

【人間発達学研究科人間発達学専攻】

発達支援分野の教育課程は、心理学研究法を基礎として、人間発達のメカニズム及び保育・児童福祉に関する専門的な知見を習得し、子育て支援及び発達支援の能力を育成するよう体系性を持たせている。学校・教育課程開発分野の教育課程は、教育に関する専門的な知見の基礎の上に、教育臨床及び生徒指導・支援能力を育成し、また、教育内容及び指導技術に関する専門的な知見の上に、教授法・教育課程開発能力を育成するよう体系性を持たせている。

(2) 2-2の自己評価

本学の教育目標の中心は、社会人としての基礎的能力をもった専門的職業人の養成にある。社会人としての基礎的能力は、教育課程を通して養成するものと考えられる。教養・基礎教育科目では、初年次における少人数ゼミやボランティア活動等の推進によって、学

生の勉学や進路への意欲を高め、4年間の学びの基礎となるように努力をしている。

また、専門的職業人の養成に当たっては、単に資格要件を充足するだけでなく、現場体験に基づく実践的活動や課題解決能力を養う演習によって、社会に貢献できる人間を育成するように努めている。

年次別履修科目の上限は、現段階では学年配当にしたがって履修することが履修科目の制限になるように配慮している。しかし、学生は複数の免許・資格の取得を希望することもあり、履修科目が多くなる傾向がある。卒業要件以上に資格要件の履修をするため、負担が過重になる場合もある。

学習の結果は学外実習履修要件に反映されるので、資格取得を目指す学生の動機付けになっている。しかし、学外実習履修要件を満たさない場合でも進級するので、人数としてはわずかであるが、このような学生の場合学年配当に従った履修計画が難しくなることもある。該当の学生に対しては、担任が中心となり教務課とも連携して履修指導を行っている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

平成20年度からの新教育課程に基づく、社会人としての基礎的能力の養成を目指した初年次教育は4年目を迎えている。平成23年度からは本学独自に作成した共通テキストを少人数ゼミに導入したが、その内容や使用方法等については議論中である。今後も引き続き、FD活動や教務委員会を中心に、各教員に対する初年次教育の意義の一層の周知を図ると共に、目標の達成度についての評価を行う中で、改善を図っていくこととする。

専門教育においては、各教員はそれぞれの担当科目が教育目標や資格の専門性のどの部分を担うかを明確にすることが求められる。その上で、科目の達成目標を学生に提示すれば、学習意欲を引き出すことにつながるであろう。このような取り組みは、学生が進路を明確にして、特定の資格取得に絞ることにもつながる。そのため、各学科において学科長のリーダーシップの下、当該学科の教務委員と連携して各教員が学科の教育課程と同時にその中の自らの担当する科目への理解を深める場をこれまでに引き続き設けて行くこととする。

なお、資格取得とそれに伴う学外実習、国家試験・採用試験対策の関係で、学年・学期によっては履修科目が多めになっている学科がある。これについては、科目の精選、必修・選択の配分や学年・学期の配当のバランス調整、実習時期の検討等、可能なかぎり改善策を積み重ねながら、適切な履修科目の上限を設けることを検討していく。

2-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

《2-3の視点》

2-3-①学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

少人数ゼミ等の一部の科目を除き、「学生による授業評価」を実施している。アンケート

では、担当教員の授業内容に関する評価とともに、学生自身の授業に取り組む姿勢や満足度を問う項目も設けて、自ら学習成果を振り返ることができるよう配慮している。また、自由記述の意見も求めて、担当教員が学生の具体的な意見・要望をフィードバックする上で参考にしている。これ以外にも、初年次教育の改善のため1年次セミナーに関するアンケートなど、必要に応じて意識調査を行っている。

学生の学習状況については GPA による把握は元より、単位や資格の取得状況については、各学科が養成を目指す主要な専門職はいずれも資格取得のために学外実習が必須である。そのため、前述のように、各学科が定める学外実習の履修要件に基づいて定期的に学習の成果が点検されることで把握するよう配慮している。また、教職については「教職実践演習」に向けての履修カルテの作成、管理栄養士や社会福祉士については国家試験対策の講座等での指導を通じて、個々の学生の学習状況を確認することができる。就職先の企業アンケートはとくに実施していないが、毎年、夏期休業中に全学科教員が中・四国地区及び沖縄県の出身学生の就職先を訪問し、卒業生の動向や仕事ぶりを確認しながら求人依頼等を行っている。その際には、可能なかぎり卒業生と面談するよう心がけている。

(2) 2-3の自己評価

教科ごとの授業評価だけでなく、学外実習に関わる打合せ、報告会、反省会等も含めて、学習の成果や個々の学生の課題を把握し、指導に生かす体制が取られている。本学の学生は、入学時より専門職への就職を希望する者が多く、そのためほぼ全員が何らかの資格を取得する。従って、前述の学外実習の履修要件に基づく定期的な学習成果の点検は、学生にとってクリアすべき目標であるとともに学習意欲喚起の機会としても有効に作用していると思われる。本学の場合、専門職への就職割合が高いことにより、学外実習先と就職先が重なる部分が多い。そのため、実習の巡回指導と就職先訪問は相互に補強し合う関係があり、現場との緊密な関係を維持し、情報交換をする上でも有効に作用していると考えている。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

社会人としての基礎的能力をもった専門的職業人の養成という本学の教育目標の達成度は、これまでに述べてきた様々なチャンネルを通して把握する努力を続けてきたところであるが、今後はその水準をより客観的に把握する努力が必要になると思われる。そのため、管理栄養士をはじめとする各学科で養成する専門的職業人について、それぞれ目指すべき専門職像を学科教員及び関連教科の担当教員の間で共有できるよう理解を深めていくとともに、現場との連携をこれまで以上に密にするよう努めていく。

[基準2の自己評価]

本学の教育目標の一つは、地域生活の向上に役立つ専門的職業人の養成である。この目標の成果は、就職状況に現れている。平成 19(2007)年から平成 22(2010)年の過去4年間の就職率は学部平均で95%であった。そのうち、食物学科では栄養士、管理栄養士、中学・高校家庭科教員などの専門職への就職率が85%、児童学科では小学校教員、幼稚園教員、保育士、指導員などの専門職への就職率が81%、福祉環境デザイン学科では福祉施設職員、

相談員、指導員、建設会社、設計事務所、高校福祉科教員などの専門職への就職率が69%であった。また、平成23(2011)年3月卒業学生について、食物学科では管理栄養士国家試験の合格率が約80%、児童学科では小学校教員採用試験の合格者が7人(卒業生を含めると16人)、福祉のまちづくり学科では社会福祉士国家試験の合格率が71%(社会福祉士を養成する全国の私立大学中2位の合格率)であった。これらの結果は、卒業生の多くがそれぞれの専門を生かした職についていることを示している。本学の学生は入学時から資格取得の希望が強く、ほとんどの学生が何らかの資格を取得して卒業する。入学時の志望意欲を就職時まで維持するように、各学科及び就職支援室を中心にキャリアデザイン教育を実施、加えて国家試験や採用試験対策講座を計画的に実施し、実力養成を図ってきた結果と評価している。

[基準2の改善・向上方策(将来計画)]

本学の専門職への就職率は、本学の教育が目標を達成していることを表している。その理由の一つには、学生募集活動において高校生や進路担当の教員への広報活動の中で、各学科のアドミッションポリシーの周知を図っている。その結果として、本学の学生が入学時から専門職への就職を強く希望していることがある。こうした資格取得希望の強い学生に対して、これからもその意欲を高め、実力を養成するために学科教員を中心にしながら就職支援室との連携により、専門職への就職の支援を充実し、現在の就職率を維持するように努める。

一方、近年は資格の専門性に対する社会的要請が強くなっている。そのため、資格要件の見直しが度々行われ、それに対応して、教育課程の改定を行うことが必要となっている。資格要件の見直しの背景にある社会の動きやその資格の専門性に対する社会的要請について情報の収集に努め、見直しの趣旨を十分理解した上で、これまで同様、教務部長・教務部そして関係する学科との緊密な連携の下に、迅速・適切に対処し、教育課程の充実に努めていく。

基準3. 学生

3-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《3-1の視点》

- 3-1-①アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 3-1-②アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 3-1-③教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 3-1の事実の説明（現状）

3-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

美作学園は、平成15(2003)年度の大学及び短期大学部の共学化を機に、建学の理念について、その不易の精神を生かしつつも現代の社会に見合うべく新たに建学の理念を制定し、これを受けて大学の「理念・目的」、「教育目標」を制定した。食物学科、児童学科、社会福祉学科（平成23(2011)年度から「福祉のまちづくり学科」の学科名称を変更。2～4年次生の所属は名称変更前の福祉のまちづくり学科（「社会福祉」と「建築・まちづくり」の2専攻。以下同じ。）の3学科は、それぞれ、この「理念・目的」、「教育目標」に基づくアドミッションポリシーを、できるだけ理解しやすくするために、表3-1-1のように表現している。

表3-1-1 アドミッションポリシー

食物学科	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、福祉、教育、特定給食施設、行政等の場で、管理栄養士として地域社会に貢献しようとする人 ○管理栄養士の資格を生かして、栄養教諭や高等学校または中学校の家庭科教員として活躍しようとする人 ○上記の目標を持ち、学習意欲が高く、学生生活全般への積極性があり、人間的成長を図ろうとする人 ○高校までの基礎的学力とコミュニケーション能力を身に付け、医療や健康への関心の強い人
児童学科	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの教育や発達支援を通して、社会に貢献したいという夢を持っている人 ○子どもの現在と未来に興味・関心を持つ人 ○子どもや子どもを取りまく人々との協働をめざすし、皆とコミュニケーションのとれる人 ○高校までの基礎的学力を身につけ、幅広い視点から物事を考える人
社会福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の視点に立って、暮らしへの支援や地域づくりに貢献したい人 ○社会福祉士として、人々の生活の質の向上に貢献したい人 ○ボランティア活動等による人との触れ合いなどを通して、積極的に自己研鑽できる人 ○高校までの基礎的学力とコミュニケーション能力を身につけ、幅広い視点から物事を考える人

福祉のまちづくり学科	社会福祉専攻	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の視点に立って、暮らしへの支援や地域社会づくり、居住環境の整備を通し、人々の生活の質の向上に貢献したい人 ○基礎的な学力とコミュニケーション能力を持ち、社会福祉士の資格取得に熱意を持っている人 ○ボランティア活動等による人との触れ合いの中で、社会人としての自己の能力の向上を願っている人
	建築・りまち専攻	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の視点に立って、暮らしへの支援や地域社会づくり、居住環境の整備を通し、人々の生活の質の向上に貢献したい人 ○建築の学習に必要な基礎的な学力を持ち、建築士の資格取得に熱意を持っている人 ○地域社会への関心を持ち、人々との触れ合いの中で、社会人としての自己の能力の向上を願っている人

本学は、学園創設以来、地域に立脚し地域に根差し、地域の生活の向上に貢献できる人材を養成する目的から、実科・実学教育を施すことで多くの学生を迎え入れ、送り出してきた。近年は遠隔の地からの学生も多く迎え入れることになったが、その多くは、本学で取得可能な各種の資格・免許の取得をめざしている。大多数の学生は本学の位置する津山市より規模の小さい地方都市や町村の出身であるが、その多くは自らの出身地域に帰って就職する願いを持ち、その際に希望する職業に不可欠な条件としての資格・免許の取得をめざすという構図がある。資格・免許は必要な学修の結果として取得されるものであるが、本学3学科のアドミッションポリシーは、このような学生たちの「地域」・「生活」・「職業」意識に合致する教育内容と、本学の「理念・目的」、「教育目標」が指し示す教育活動を提示するものとなっている。

アドミッションポリシーは、文言としては最近整えられたものであるが、本学への学生の受け入れ方針・入学者選抜方針として、かねてより一貫して周知を図っている。具体的には、『大学案内』や『学生募集要項』、本学のホームページ、テレビ広告等の媒体をはじめ、高等学校教員を対象とする進学説明会、オープンキャンパス、大学見学会、高等学校進路課への訪問時等各種の媒体・機会に広く周知に努めている。

大学院についても研究科毎にアドミッションポリシーを定め、学部同様の媒体により公表している。

3-1-②アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

本学には食物学科、児童学科、社会福祉学科の3学科がある。食物学科では、病気療養者の栄養指導や相手の身体や栄養状態に応じた指導能力を身につけるため、病理学、疾病の診断・治療、栄養アセスメント等を学ぶとともに、高齢社会を見据えて、栄養ケアプラン等も設定している。児童学科では、少子化が進む中、次の世代を担う子どもたちは日本社会の存立にとって最重要課題のひとつであるとの認識から、教育、心理、児童文化など、子どもについて様々な角度から学ぶことで、学生と教員が一体となって答えを見つけ出そうとしている。また、社会福祉学科では、「福祉」と「まち（地域）づくり」という暮らしづくりに必要な2つの専門分野の知識と技術を学修し、住まい・まち（地域）づくりについての知識を持った社会福祉士の養成をめざしている。

このように、本学のこれらの学科は、本学の教育目的、教育目標に示しているように、

食・子ども・福祉の分野で地域の生活の向上に貢献できる人材養成をめざしている。そのため入試においては、一般入試に先立っての推薦入試とAO入試により、アドミッションポリシーに適う学生の受け入れに努めている。

推薦入試では、志望学科の教育内容に強い関心を持ち、取得した資格・免許等を生かした進路を希望する学生の受け入れを主眼に、指定校推薦入試と一般推薦入試を実施している。指定校推薦入試では、高校毎に学力についての推薦基準を設けると共に、志望する学科の教育内容に強い関心を持つ生徒の推薦を条件としており、加えて、志望理由の確認のための面接を行っている。一般推薦入試では、基礎的な学力の確認に加え、志望理由・学科の専門教育への関心の程度・コミュニケーション能力等の確認を中心とした面接を重視した選抜を行っている。現在児童学科と社会福祉学科の2学科で実施しているAO入試でもこれらの選抜基準が概ね当てはまるが、AO入試受験生にはオープンキャンパスへの参加を義務付け、志望学科の教育内容や人材養成の方向と本人の志望の動機とが合致するか、志望理由の明確さ、更には向学心や意欲、地域貢献への強い意志、将来への可能性といったことを重視し、面接に比重をかけた選抜を行っている。

なお、推薦入試、AO入試と共に、一般（Ⅰ期～Ⅲ期）入試、編入学入試、社会人特別選考入試を設けている。これら入試種別の詳細については、それぞれの入試の時期、募集人員等を含め、『学生募集要項』をはじめ『大学案内』、本学のホームページに掲載し、周知に努めている。

大学院においても、入試は推薦入試・一般入試・社会人特別選考及び外国人留学生選考を、修士課程・博士課程共に実施している。これらの入試では、推薦入試では勿論、他のすべての入試でも口述試験に十分時間をかけ、志望理由の明確さ等についての詳しい説明を求め、アドミッションポリシーにそった学生の受け入れに努めている。

3-1-③教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

収容定員と入学定員、在籍学生数については『報告書・データ編』の表F-4に示すとおりである。大学3学科全体で見れば収容定員総数（平成23年度：930人）に対して在籍学生総数（916人）の比率は98.5%であり、わずかに未充足が指摘される。これは福祉のまちづくり学科（2～4年次生）の未充足によるものである。社会福祉学科へと名称変更した今年度の入学生は入学定員を上回っているにも拘わらず、全体として未充足となっているのは、名称変更前の学年次（2～4年次）における未充足が記録としてそのまま残されているからである。今年度、建築・まちづくり専攻の募集停止に併せて社会福祉学科へと名称変更を行ったが、その効果は初年度入学生数にも現れていると考えられ、これに確信と励ましを得て、今後さらに教育内容の充実と、国家資格をはじめとする各種資格・免許の取得率増大、それらを生かした就職実績の積み上げ等によって全学科の定員確保に傾注する。

授業については学科単位での授業、また、演習・実験・実習については原則クラス分けでの授業を行っている。また、講義科目であっても重要であり、理解に困難を伴うと判断される科目については、クラス分けで行っている。

(2) 3-1の自己評価

学園創設以来、本学は岡山県北地域を基盤とする、地域に根差す高等教育の拠点として実践を重ねてきた。建学当時の「技能の習得と人間的な陶冶による女性の自立と社会への貢献」という目的とそれを支える精神は、男女共学となった現在も、時代を超えて貫かれ、この伝統のなかで本学が求める学生像はまた地域が求める学生像にもなっていた。しかし、時代と社会の環境や人々の意識の変化のなかで、西日本を中心とする全国からの学生を迎え入れるようになり、本学の学生受け入れ方針・入学者選抜方針の明文化要請も必然となった。このため、前述のように、本学への学生の受け入れ方針・入学者選抜方針として、かねてより一貫して周知を図って来ていたものを「アドミッションポリシー」という文言で整え、『学生募集要項』や『大学案内』をはじめ、あらゆる媒体と機会によって「アドミッションポリシー」の周知を行っている。

入学試験においては、推薦入試やAO入試ではアドミッションポリシーに沿った選抜を行い、その割合はAO入試と推薦入試において特に大きい。今年度、入学直後のアンケートで73%の学生が、「入学した学科で取得できる資格を取得したいため」とその志望動機を答えている。この数値は本学がアドミッションポリシーの周知とそれに沿った入試を行っていることを裏付けている。

収容定員等については、今年度、学科名称の変更を行ったが、それは高校生やその保護者が社会福祉士養成を支柱とするこの学科の教育内容や人材養成の方向を容易に理解できることを意図したものである。今年度の入学生数からも学科名称変更の効果が窺われるが、これに加え、社会福祉士国家試験において、平成21(2009)年度と平成22(2010)年度の2年連続で全国私大現役合格率第2位という抜群の実績に示されるこの学科の高い教育力の周知により、教職員一体となって定員の充足に努めているところである。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

これからも継続して、あらゆる媒体と機会を活用してアドミッションポリシーの周知に努める。そして、「小規模」・「面倒見の良さ」から生み出される実績を損なうことなく、指定校との信頼を強固にし、アドミッションポリシーに沿う学生の入学基盤を確保すべく、学生募集・広報活動を進めていく。加えて、一昨年度・昨年度の社会福祉士国家試験の高い実績を改善・向上への励みの心的資源とし、学長を先頭に学生募集活動で、本学の内実ある教育力の周知徹底により、全学科の定員充足と安定的確保に傾注する。

大学院についても特に修士課程については、本学学部学生への広報活動は元より、特に地域の現職教員を中心とした社会人への広報を強化し、学生の確保に努めると共に、それら地域の社会人の受け入れにより、地域社会への貢献を進めていく。

3-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《3-2の視点》

3-2-①学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

3-2-②学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

3-2-③学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備

されているか。

(1) 3-2の事実の説明(現状)

3-2-①学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、教務部教務課が教育運営の全学的調整と最終的な成績管理を行っているが、担任制を敷いているため、特に各クラスの担任教員の役割が大きい。食物、児童、社会福祉の3学科とも2クラス構成であり、担任1人の学生数は多くて45人程度である。担任は学生が履修する授業については、個々の授業担当教員等からの情報と共に、学科会議での情報交換などにより、学生個々の学修概況を把握している。学期初めの履修指導は勿論、年間を通して、大学生活における諸々の相談に応じることで、総体としての学習支援を一番身近なところで行なっている。本学でもオフィスアワーを設けているが、この制度を導入するはるか以前から学生と教員の間には日常的交流があり、これは修学上問題のある学生の早期発見にも寄与している。平成20(2008)年7月には、これまでの担任指導の手法を集約整理したハンディな「学生支援の手引き」を、全学の教職員スタッフに配付し、その活用を促してきた。

担任制に加え、初年次教育の制度的導入として、平成18(2006)年度から「1年次セミナー」を開講している。この授業は、1年生全員が、1人の教員と10人ほどでグループを構成し、そのグループ単位で行なうもので、中心目的を「大学での勉学の仕方を学ぶ」ことにおいている。新入生の大学生活へのエスコートを兼ね、全学あげて、大学での学びの基礎力育成に取り組むことでの学習支援である。

IT活用での学習支援では、情報処理教育で使用する教室4室(PC端末60台1教室、50台1教室、40台1教室、20台1教室)を、授業の空き時間や放課後及び休日等に開放し、授業担当教員のほか、情報処理教育センターのスタッフが機器操作上のトラブルへの対応やレポート作成その他の学習上での相談に応じている。また、学内無線LANの整備と自習エリアの設置を行い、学内でのノートパソコン使用の利便性を高めている。

食物、児童、社会福祉の3学科とも、栄養関係職や教職や福祉職の資格・免許取得のために、臨地実習、栄養教育実習、保育実習、教育実習、社会福祉実習などの学外実習が必要とされるが、実習期間中、それぞれ学科の実習担当教員をはじめとするスタッフが実習施設を訪問して学生を指導、激励するとともに、実習先の担当者と面談を行い、そこで得られた情報も活用し、実習の改善に努めている。

3学科ともに、取得した資格・免許を活かした職に就くために必要な国家試験や採用試験の対策に力を入れている。食物学科では、4年次の教育目標を「それまでの3年間に学んだ管理栄養士の各専門分野の基礎知識を系統的統合的にしっかりと理解に高めること」に置いているが、それは、その目標達成が国家試験合格を保証するものと考えからである。そのために、各分野のまとめ総復習の科目「管理栄養特別演習Ⅰ～Ⅷ」を4年次に置き、また学習到達点を年間8回の国試模擬試験により確認しつつ、弱点科目の克服、理解に努めている。またグループ学習(ワーク)が理解を深める上で効果的であることから、本学科助手がチューターとして、学生をいくつかのグループに分け、グループ学習指導並びに個別学生指導に当たっている。児童学科では、教員採用試験対策としての教職教養の授業や集団模擬面接の実施、小学校の授業支援を通しての現場経験の機会提供、学科教員スタッフによる個人指導

等を行っている。社会福祉学科においても、3年次から自分たちでテーマを選んだの自主ゼミづくりの気運の醸成に加え、4年次での社会福祉士国家試験科目に関わる担当教員による個別指導や、合宿による指導を盛り込んだ国家試験対策を行っている。福祉建築コースにおいては、就職希望地の設計事務所への依頼を経て行う建築士会主催の「オープンデスク」への学生派遣にも力を注ぐと共に、外部業者と提携した Web 講座による試験対策を行っている。

大学院学生については、学生数が少ないこともあり、それぞれの研究指導教員が1対1の緊密な関係の下に、履修指導・研究指導を行っている。

- 3-2-②学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
この視点については、本学は該当しない。

- 3-2-③学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

毎学年度初めに、クラスの全学生個人に対して順次行う担任面談において、学修状況に見合った支援を行う中で意見を聴き、これを学科会議で取り上げて改善策を立てている。

全学的に、平成13(2001)年度から毎学期末に行っている授業評価アンケートの集約結果を授業担当者へ手渡し、授業担当者の自己評価の資料とし、それを踏まえての改善方策を立てることで授業改善を行っている。

附属図書館では、平成19(2007)年から学生ボランティアを募集して図書館運営への協力を得ている。ボランティアグループの発案として、大学の図書館に置いて欲しい本を学生が直接書店の店頭で選ぶ「ブックハンティング」の開催や、津山市立図書館の後援を得て大学祭での「古本市」(本のリサイクル)の実施、読書活動啓蒙として読書週間での「しおりコンクール」の開催と表彰などの企画を実施している。また半期に一度、「ブックハンティング」参加者を中心に集まりを持ち、学生目線での図書館に対する要望などを聞く場を設けている。

本学では、「建学の理念」において「社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成」を、また「理念・目的」において「地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与する」ことを掲げているが、学生のボランティア活動への関心と意欲の高まりを受け、平成17(2005)年度に美作大学・美作大学短期大学部にボランティアセンターを開設して活動を組織的、体系的に支援してきている。この過程で、ボランティア活動への初発の方向づけを要望する声が上がリ、これに応じて、平成19(2007)年度から授業「ボランティア論」(教育系、福祉系の2科目)を選択科目として開講している。

(2) 3-2の自己評価

担任制による指導は小規模・きめ細かさという本学の伝統によるものであり、その効果は大きい。しかし、多様な入試にも関連して、学力差の問題と共に意識や価値観の異なる多様な学生の入学を得て、メンタルな面での専門的対応を余儀なくされる相談比重が大きくなっている。加えて、年々煩瑣になる諸業務との兼ね合いにも配慮が求められる面が出てきている。

開設6年目の「1年次セミナー」は、初年度と第2年度終了時点における全学科の担当教員アンケート、第3年度の全学担当教員による授業運営情報交換会、第4年度の学科単位ごとの改善意見の聴取を踏まえ、昨年度テキスト作成WGを設置して本学独自のテキストを作成した。本年度はこのテキストを試用しているが、このように年度ごとの授業運営の結果をそれぞれ次年度に活かすことを積み重ねることで次第に実を挙げてきている。

学外実習の際の実習担当教員をはじめとする学科スタッフの実習先訪問は、キャンパス内では見られない学生の姿に接することで、学生を多面的にとらえることのできる得難い機会であり、また実習学生にとっては「大学が背中を押してくれている」思いを得て、実習に向かう姿勢を整え直す機会になっている。面談して得た実習先の担当者や施設長等から得た情報は貴重であり、実習後の学内での教育や次年度以降の実習に資するとともに、卒業後の進路に関わって有益であることが多い。

国家試験や採用試験対策での上述の様々な取組みは確実に奏功している。本学は、既に平成19(2007)年度の社会福祉士国家試験において、全国の私立大学のなかで現役合格率第3位という結果を得ていたが、さらに平成21(2009)年度と平成22(2010)年度の2年連続で全国私大現役合格率第2位となっている。これは実に上述する取組みの賜物であり、誇るべきことと高く評価している。これに慢心することなく、今後も着実な歩み続けることで本学の伝統をより強固にすることに務めたい。

授業評価については、評価を行う科目の種類や数、及び評価結果の活用などに工夫が求められる。

附属図書館の「ブックハンティング」の企画は参加学生に好評であり、学生の要求が直截に反映されるこのような企画を他の領域においても発案し、実行したいと考えている。

ボランティアセンターの開設と整備、大学教育の一環としての授業への組み込みは、大学生活全般を視野に置くとき、学生の様々な面での学習要求の汲み上げであり、本学の「建学の理念」や「理念・目的」の具現として評価している。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

指定校入試を含む推薦入試での合格者には、入学までに、学科ごとにその専門に関わる提出課題を設け、学科スタッフが添削等をして送り返す取組みを全学的に行っているが、その一層の充実を進めていく。また学力差の問題については、「1年次セミナー」の内容の工夫に加え、教授方法の改善にも意を用い、自学自習の習慣の定着に務めたい。

授業評価については、評価対象科目の効果的選択と評価結果の学生への返し方を検討し、授業改善の更なる実を挙げるようにする。なお、授業公開は平成23(2011)年度前期に第1回を試みたが、改善を加えて今後の充実に努めたい。併せて、同僚間の授業研究等を実施する方向で、現在「ファカルティ・ディベロップメント委員会」で検討しているところである。

附属図書館の「ブックハンティング」企画の充実を図る。なお、津山市立図書館や県内公立図書館等との相互貸借は実現しているが、今後は「大学コンソーシアム岡山」を通じ、県内の各大学との相互検索や相互貸借の実現を図っていく。

3-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

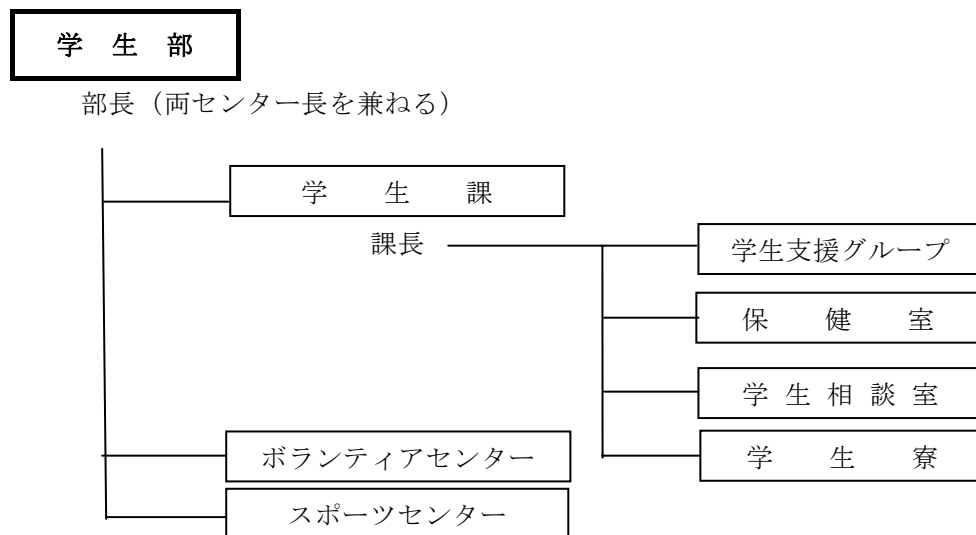
《3-3の視点》

- 3-3-①学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 3-3-②学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 3-3-③学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 3-3-④学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 3-3-⑤学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

3-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
本学の学生支援組織は、下図に示す通りである。

図3-3-1 学生支援組織



学生部長は、ボランティアセンター長及びスポーツセンター長を兼ねるとともに、全学（短大を含む）的な学生支援案件を協議する学生委員会の委員長であり、学生課長はその学生委員会の幹事である。学生委員会は、この2人の他、短大を含む「各学科より推薦された委員各1人」を得て組織される。学生委員会での決定が実行に移される場合と、重要度に応じて部科（課）長会議、教授会を経て決定される場合とがある。

学生サービス、厚生補導については、学生支援グループが中心となって取り組んでいる。所掌領域は、◇学生生活安全確保のための支援、◇1人暮らしの学生支援、◇退学・休学発生の未然防止のための支援、◇担任制による学生支援・指導の連携強化、◇学友会活動への支援・指導、◇クラブ・サークル活動活性化のための支援、◇大学祭実行委員会への支援・指導、◇奨学金等の事務及び経済上の相談窓口、◇傷害・災害保険関係事務、◇学生食堂・購買運営に関する業者への要望、◇アルバイトの斡旋・紹介・指導、◇駐車場・駐輪場・ロッカー利用学生の指導、◇下宿・アパートの紹介、◇家主・不動産業者との連絡・調整、◇寮との連絡・調整、◇学内諸施設の利用マナー等に関する指導、◇その他、学内外における学生生活全般における相談・指導等の対応である。

3-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

経済的な支援策として、日本学生支援機構や都道府県育英会の外部奨学金制度の利用に加え、本学独自の奨学金制度として、美作学園特別奨学金制度、美作学園育英会一般奨学金制度、美作学園教育ローン奨学金制度を設けている。平成 22(2010)年度の、それぞれの取得学生数を表に示した。

表 3-3-2 奨学金制度と利用(取得)者数

	奨学金制度名	取得学生数(平成22年度)
外部	日本学生支援機構	579人 (一種178人 / 二種401人)
	岡山県育英会	0人
	岡山県以外の県市町村育英会	12人
本学独自	美作学園特別奨学金	107人
	美作学園育英会一般奨学金	10人
	美作学園教育ローン奨学金	27人
	授業料奨学融資制度	0人
	福祉のまちづくり学科進学支援奨学生	16人
	つしん福祉人材養成奨学金(津山信用金庫と本学との協定による)	3人

日本学生支援機構の受給学生は本学学生の 62.1%を占めている。また、美作学園特別奨学金給付者が 11.5%となっている。

【奨学金制度の概要】

特別奨学金制度：a. 新入生対象。入学金の半額と授業料の半額を給付。

b. 入学後、2年次までの成績により、優秀者を各学科から1人採用。授業料の半額を給付。

つしん福祉人材養成奨学金：津山周辺から入学し、卒業後に地元での福祉関係職を希望する者を対象。入学後、20万円を給付。

美作学園育英会一般奨学金制度：新入生対象。月額 25,000 円を無利子貸与。日本学生支援機構の奨学金が不採用となった学生のみ。

美作学園教育ローン奨学金制度：教育ローン（日本政策金融公庫に限る）を入学時に利用する学生に対し、在学期間（標準修業年数内）の利息分を奨学金として給付。

授業料奨学融資制度：在学する全学生を対象に「山陰合同銀行」と提携し、半期ごとに学納金（授業料、施設設備費、教育充実費、実験実習費）の全額について山陰合同銀行により融資を受けることができ、在学期間の利息について本学が負担する。

福祉のまちづくり学科 進学支援奨学生：福祉のまちづくり学科入学生で、入学生の保護者（家計生計者）の収入が 1000 万円未満で申請のあった

者を対象。月額 1 万円を給付。

(平成 22 年度入学者のみに適用)

また、奨学金制度とは別に、経済的に進学が困難な生徒を対象として、学納金減免などの措置を講じる以下の進学支援特待生制度を設けている。

進学支援特待生（一般）：経済的理由により進学に困難をきたしている者で、原則として特別指定校推薦入試により入学した者。入学金の半額に相当する額及び授業料半額を免除。また、入寮の女子学生は入寮費及び寮費の免除、男子学生と入寮を希望したがかなわなかった女子学生には月額 1 万円のアパート・下宿費支援奨学金を給付。

進学支援特待生（S）：経済的理由により進学に困難をきたしている者で、原則として特別指定校推薦入試により入学した者。入学金の半額に相当する額及び授業料全額を免除。また、入寮の女子学生は入寮費及び寮費の免除、男子学生と入寮を希望したがかなわなかった女子学生には、月額 1 万円のアパート・下宿費支援奨学金を給付。

注：①上記奨学金制度については、美作学園特別奨学金制度は平成 23 年度入学生から、学業成績優秀者を対象とした学業成績特待生と、陸上競技等で高い技能を有する者を対象とした特別奨学生の 2 種類に変更した。

②上記の説明において、年額授業料の半額については年額 25 万円、年額授業料の全額については年額 50 万円に平成 23 年度の入学生から変更した。

この他、学生寮を利用する学生のうち、沖縄県等の遠隔地出身者には寮費を減免し、希望しながら入寮できない遠隔地出身学生には月額 10,000 円の遠隔地奨学金を給付している。また、廉価で安全な民間のアパートや下宿の斡旋・紹介や、リスクの少ない、学生に相応しいアルバイトの情報提供などを間接的支援として行っている。

3-3-③学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生の課外活動は、クラブ・サークル活動などの日常的なもの、大学祭等の周年的なもの、学外からの依頼に応じての不定形・イベント的なものなど様々である。学生の全学的組織である学友会傘下のものについては、学友会の意見を受けて学生課が中心となって支援している。また、不定形・イベント的なものについても、可能な限り学生課への情報提供を呼びかけ、活動に対応した支援態勢を心がけている。問題が生じたり、課題が提出されたときには学生委員会で協議し、必要な場合には部科(課)長会議や教授会の支援を要請する。

学友会は平成 19(2007)年度から大学と短大の組織が統合され、クラブ・サークルも統合されて、本年 3 月末現在、全学のクラブ・サークル数は 61 となっている（部、同好会、県人会等を含む）。当然ながら、クラブ・サークルは、活動が活発で実績も大きいものから、発足間もなく、これといった実績のないものまで、状況は様々である。本学では、学友会と学生委員会との間での申し合わせによる「部活動支援内規」を設け、ランクづけに基づく活動支援費の配分を行っている。ランクは固定したものではなく、活動実績に応ずる可変的なものである。なお、技術指導の面から、本学のクラブ・サークルの育成支援に尽力

して下さる外部コーチ・指導者への薄謝というかたちでの支援も行っている。

平成 17(2005)年度にボランティアセンターを、続く平成 18(2006)年度にスポーツセンターを開設し、このほど両センターの規程を整備して、学生の課外活動の地平を広げた。ボランティアセンターについては、学習支援の箇所ですべて「ボランティア活動への初発の方向づけ」とともに、「ボランティア活動のフォローアップ」「学生スタッフによる諸活動への指導」の実現であり、スポーツセンターにあっては、「体育館及び陸上競技場の各体育施設のスケジュール調整」「体育系クラブ及びサークルへのトレーニング指導」「トレーニングルームの利用促進及び器具使用における指導」等の支援の実現である。

なお、平成 18(2006)年度に、「課外活動において活躍、または活動を支える努力を惜しまず、かつ人物的にも優れた 20 名程度の学生を広く表彰する」という趣旨によるMAS賞 (Most Active Student)を制定し、課外活動の更なる奨励・支援に務めている。MAS賞受賞学生は、初年度の 13 人以来、累積で 66 人となっている。

3-3-④学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

本学では、保健室で学生の健康管理、健康相談活動を、また学生相談室「ことりの森」で、メンタルケア・カウンセリングの心的支援を行っている。

保健室には 1 人の常勤職員（看護師・保健師及び日本学校教育相談学会認定カウンセラーの資格を有する養護教諭経験者）を配置し、学生の健康管理、健康相談及びケガや病気の簡単な応急処置を行う他、必要に応じて医療機関や専門機関等の紹介を行っている。毎年 4 月には、全学生を対象にした定期健康診断で、身体測定・視力及び聴力検査・血圧測定・尿検査・胸部 X 線撮影検査（新入生及び希望者）・内科検診を実施している。定期健康診断結果に基づいて、実習・ボランティア活動・就職活動等のために「健康診断証明書」を発行している。

学生相談室は愛称で「ことりの森」と呼ばれ、月・水・金の 9:30~16:30 に臨床心理士が相談対応している（開室時間に利用できない場合にも、別途相談に応じている。）。相談内容は学業・進路に関する事、休学・復学・退学に関する事、自己探求や人間関係（学内・学外・家族）に関する事、学生生活に関する事、精神保健・心身の不調に関する事、経済的問題に関する事、セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメントに関する事等実に多岐にわたっている。平成 14(2002)年度以降、単に個別の学生の悩み相談だけではなく、学科や学生課との連携を強化し、学生指導の事例検討会、精神科医師コンサルテーション制度の設置、学生課職員の全国学生相談研修会（日本学生相談学会主催）の受講を行なっている。また、「ことりサロン」「茶話会」「ことりの森新聞」発行などを、ボランティア学生の協力を得て行っている。

3-3-⑤学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学生サービスに関する事での学生の不満や要望は、その度合いが比較的軽度もしくは小さいものであれば学生課の対応で解消・改善されるが、全学的な関わりを有するような事柄は、通常、担任→学科→学科の学生委員→学生委員会のルートを取ることが多い。担任は日常的に学生と身近に接することで、常に学生の意識や心のあり方を推し量れる状態

にあるから、不満や要望の内容如何に関わらず、親身に相談を受け得る。担任に発し、学生委員会での協議を得て改善策が実行に移される場合と、重要度に応じて部科（課）長会議、教授会を経て決定・実行される場合とがある。

学生生活における身の回りの・日常的な要求は学生ホールに置かれた学長ポストに投函される。これは学友会が置いているもので、学生の声として届けられる。なお、組織的な実態調査として、平成 19(2007)年度に全学学生（短大を含む）を対象に行なった「学生生活に関するアンケート」がある。

このほか、4年前までは、年1回、学長を中心とした教員と学生の懇談会を開き、主に学生サービスに関する学生の意見を直接聞く機会を設けていた。また、下宿・アパートに関する懇談会や、在学生の保護者によって組織される大学後援会を通じての学生の意見の汲み上げもある。

（2）3-3の自己評価

学生サービスの体制が「学生支援組織」（図3-3-1）に掲げるように、構造的・機能的に整備されている。学生委員会の委員長が学生部長であることで、委員会への提案・協議・決定・実行に至るプロセスが円滑に運べ、審議の実質に努力を集注することができる。学生課のなかでも学生支援グループの所掌範囲は特に多岐にわたっている。学友会に結集する学生の要望・意見を直接受け止め、迅速に対応しているが、手が足りないのが現状である。

学生に対する経済的な支援では、特に本学独自の奨学金制度に手厚い対応がある。なかでも遠隔地奨学金は、希望しながら入寮できない女子学生のみでなく、共学化間もない本学に男子学生寮がないため、遠隔地出身の男子学生全員にも給付されるものであり、遠隔地出身学生間の公平感に寄与している。また、平成 22(2010)年度から実施している特別入学指定校入試出願の受験生を対象とする進学支援特待生制度は、経済的理由により進学が困難な生徒に希望を抱かせ、夢の実現に与るものとなっている。

部活動支援内規は主にスポーツ系のクラブ・サークルに適用されるものとなっており、文化系クラブ・サークルへの支援のあり方が課題である。これについては、学生委員会において今年度中の見直しを行う。

ボランティアセンター及びスポーツセンターについては、ともに平成 19(2007)年度に規程を整備したことで、運営をめぐる諸業務が合理化されるとともに、学内における位置づけが明確になり、大学の付置センターとしての体裁と機能が整えられた。MA S賞の制定は、受賞が励みとなることで課外活動の奨励に一定の成果をあげている。

保健室は健康面での、そして学生相談室はメンタルな面で支援機能を果たしている。健康相談やメンタルケア・カウンセリングを求める学生の数の増加とともに、相談内容やケアの程度が度合いを増して来ていることから、人的配置や開室時間の面において支援を強めていくことが課題である。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムは概ね適切であると考えられる。

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

所掌範囲の広い学生支援チームの業務を、学生の要望に対応して迅速・円滑に行って行

くために、現行のスタッフの増強が求められるところであるが、人件費のことを考えると容易ではない。そのため、短い休憩時間に学生が相談に殺到するような場合には、課を越えて対応できるように業務の上での連携を行っているが、これまで以上の連携強化について事務局長を中心に事務の管理職で方策を検討していく。

担任制を基礎とした学生指導・学生サービスは定着しているが、指導・サービス内容の理解は教員間で必ずしも共有できていないので、教職員必携の「学生支援の手引き」使用にあたっての研修会を企画し、指導・サービス内容についての理解の共有を図る。

平成 18(2006)年 3 月に、新体育館が竣工し、平成 19(2007)年度にはグラウンドが整備されて、特にスポーツ系課外活動の条件が飛躍的に整備された。今後はキャンパス・アメニティの改善充実と老朽化した学生寮の改装が求められる。キャンパス・アメニティの問題では、特に、授業の合間の学生の居場所空間の整備・充実が必須であり、「大学経営会議」において検討が行われている。

3-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《3-4の視点》

3-4-①就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

3-4-②キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 3-4の事実の説明（現状）

3-4-①就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では併設の短期大学部と共同で、「美作大学・美作大学短期大学部就職委員会規程」に基づき、就職支援充実・促進のため、「就職委員会」を組織している。

構成員は教員及び事務職員双方で組織し、学長が委員長、就職部長が副委員長を務める。委員構成は次表のとおりである。

表 3-4-1 就職委員の構成

教 員	学長、学部長、短期大学部長、就職部長、学生部長、広報部長、各学科長・専攻主任、各学科から（福祉のまちづくり学科は2専攻から）選出された者
事務職員	事務局長、総務課長、就職支援室長、学生募集広報室長、就職支援室総括参与

就職委員会では、①学生の就職指導、②求人開拓、③就職斡旋、④その他、就職支援に関することの企画研究及びその適正な運営方法について審議し、その決定に基づいて教職員が業務を遂行している。

本学の学生の就職状況の第一の特徴は、食物・児童・福祉・建築の各分野の資格職への就職希望者の割合が高いことである。この資格職（＝専門職）への就職は、一般企業とは異なり、定期採用、大量採用が望めないため、就職委員、担任（教員）そして就職支援室が連携を図り、個々の学生の動向を把握し、個別指導を行うよう努めている。そのため、学生への就職情報提供を強化することとし、平成 14(2002)年度から求人情報、就職関連情報の案内を学生個々の携帯電話にメールで配信、学生からもメール返信させることで、速やかな情報提供と情報共有に努力している。同時に就職委員と卒業年次の担任教員へも、メールによって、学生に提供した情報を配信し、求人票のコピーの配付と併せ、学生への

周知を図っている。

本学学生の就職状況の第二の特徴は、県外出身生の割合が毎年約7割と高く、そのほとんどが、取得した資格を持っての地元へのUターンを希望している点である。そこで、求人情報と学生とのマッチングを図るため、必要な県・地域に就職参与を置き（島根・高知及び沖縄県に配置）、常に就職先の開拓及び就職先とのコミュニケーションを心掛け、更に学生及び卒業生、就職対象事業所などの情報をデータ化している。

就職支援室及び就職資料コーナーは、学生の利便性を考慮し、就職支援室を8:30～18:00（月～金曜日、長期休暇中を含む）、就職資料コーナーを8:30～20:00（年中無休）まで開放し、求人情報ファイル、就職試験の受験報告書、情報収集のためのパソコン4台とプリンタ1台、就職活動支援のためのビデオソフト、DVDソフトとビデオデッキ、TV、DVDプレーヤーを備え、学生が自由に活用できるようにしている。また、就職関連書籍では就職活動の指導書、就職活動マニュアル、問題集等を自由に閲覧できるようにしている。なお、本学の学生は各学科の教育課程に応じた専門職種に就く割合が多いことを考慮し、求人情報は学科の専門職種ごとに分類し、学生が検索し易いようにファイリングしている。

また、就職支援室では個人面談を4月と6月の年2回実施し、その結果をもとに教職員が一丸となって夏の就職開拓訪問を実施している。これは、卒業生の就職先を中心に訪問し、就職学生へのフォロー・励ましとともに現場からの要望を聴取して就職指導に役立てるとともに、新たな就職先・求人開拓を行うものである。この夏季の就職開拓訪問は昨年度で734件、今年度はその23%増の902件にのぼっている。昨年度の開拓訪問の結果として、求人票を得られた割合は訪問直後の10月上旬で、訪問先の約30%であった。この就職開拓訪問で収集できた生の情報は、県別就職開拓報告会や就職懇談会において、実際に訪問した教職員から報告され、全学の共有する情報になるとともに、学生への就職指導へとフィードバックされている。

就職懇談会は、そもそもは保護者を対象にするものであるが、学生が同席することで、就職に向けての学生本人と保護者との意思一致・確認・決意の場として機能している。これは3年次の冬（2月中旬～下旬）に開催されている。

表3-4-2 平成22(2010)年度 就職懇談会参加人数（出席率）

	就職懇談会参加人数（出席率）	
本学開催	学生 168名（77.1%）	保護者 49名（32.9%）
高知県開催	学生 24名（68.6%）	保護者 25名（71.4%）
沖縄県開催	学生 16名（33.3%）	保護者 23名（47.9%）

なお、各県で実施される福祉就職フェアには、教職員が手分けをして学生と共に参加し、当日及びその後の学生のフォローにあたっている。特に参加者の多い岡山市で開催される岡山県福祉フェアにはバスをチャーターし、教職員複数が同行し、支援している。

学生への就職指導としては、このほか、3年生の4月より就職ガイダンスを年間で13回行っている。実施時期と内訳回数は、前期4月から7月にかけて7回、後期11月から1月にかけて6回である。内容は次表のとおりであり、実施に際しては各回とも満足度アンケートと出欠確認を行ない、内容の理解度と欠席者のフォローなどに役立っている。

表 3-4-3 就職ガイダンスの講座と内容

	講座名称	内 容
前期	実習対策・就職活動基礎講座	就職活動の概要、面接・マナー、電話応対、自己分析・志望動機・自己PR、手紙・はがきの書き方
後期	就職活動実践講座	履歴書の書き方、リクルートファッション・メイク、面接

大学院進学希望者に対しては、その数が少ないことから組織的な指導体制ではなく、担任や学科長とともに、とくに進学希望の専門領域関係教員（多くの場合、卒業論文指導教員）による個別指導の力が大きい。

大学院学生については、学生数が少ないこともあり、現在のところ研究指導教員が研究科長と連携して、就職支援を行っている。

3-4-②キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

食物、児童、社会福祉（福祉のまちづくり）の3学科は、平成20(2008)年度の教育課程改正・整備で、3学科共通の「教養・基礎教育科目」群を置いた。これは8つの区分で構成され、その区分の1つが「キャリア科目」である。「キャリア科目」には、「キャリアデザイン論」、「ボランティア論（教育系）」、「ボランティア論（福祉系）」、「インターンシップ実習」、「ボランティア実習」の5科目が置かれている。

教育系あるいは福祉系のボランティアに参加する学生に対しては、その参加しようとするボランティアが本学のボランティアセンターの紹介による場合、それぞれ「ボランティア論（教育系）」、「ボランティア論（福祉系）」を必ず履修するようにさせている。このように、本学にあっては、授業と学生自らの意思による体験活動がリンクするかたちでキャリア教育支援が行なわれている。

なお、就職支援室においては、夏季休業中の就職説明会や福祉フェア等への参加指導、就職関連の各種模擬試験や検定試験の受験手続き等の取りまとめと学内での実施、及び試験実施後のフォローを行なっている。また、平成19(2007)年度から「一般教養講座」を開始し、公務員対策、学校栄養職員対策、就職試験対策のための講座を、春季休業中に7日間にわたって実施し、学生のキャリア意識の形成と強化を図っている（昨年度の受講生は計66人であった）。

(2) 3-4の自己評価

就職支援体制に関しては、ここ数年大幅な改善を行った。就職支援室の専任スタッフを平成18(2006)年度より1人増員、専任スタッフを4人とし、学生の就職支援業務を強化した。更に、平成14(2002)年度より導入したコンピュータシステムによる就職情報サービスも、年々バージョンアップすることで、学生の動向把握、求人票のデータ化、学生の携帯電話への情報伝達等、利便性が高まってきた。また、就職資料コーナーや就職関連掲示板の環境整備にも力を入れた結果、就職支援室が学生にとって今まで以上に身近な存在となり、出入りしやすい雰囲気になっている。

近年就職活動開始時期が早まり、一般企業希望学生への指導が3年次夏から始まる一方、福祉系など専門職の求人は4年生の秋以降がピークであり、教員臨時採用は3月の卒業式

後まで続くなど、就職活動時期が長期化してきている。そのため、学生一人ひとりに、予め希望職種ごとの就職活動スケジュールをイメージさせ、準備にあたる指導が不可欠である。本学周辺には他の大学が存在せず、就職に対する刺激が不足がちなこと、また、専門職求人へのピーク時が遅いことから就職活動の開始時期が遅くなりがちである。そのため、低学年次から、都心部の学生の就職活動に対する意識や活動開始時期などを参考に、早期から求人活動が開始される地域の就職フェア等に参加を促し、「場慣れ」や就職意識の活性化、活動開始の早期化に努めてきた。この結果、年を追うごとに、3年生の段階から地元や遠方の就職フェアやボランティアに参加する学生が多くなった。このように早期から就職活動を行っている学生の姿が、同じクラスの他の学生への刺激となり核となって、クラスの就職に対する意識が早期から高まることを、今後更に期待している。

また、就職懇談会や夏季休業中の全学スタッフによる就職先・求人開拓など、一丸となつての取組みの結果として、学生の出身地での専門職への就職を含め、就職率は安定して高く、支援スタッフの努力が報われていると考える。

(3) 3-4の改善・向上方策(将来計画)

学生一人ひとりの就職支援のためには、今まで以上にきめ細かい個別指導が求められる。そのため、就職支援室・担任・学科教員が一丸となつて学生一人ひとりに対して個別に支援できるよう、就職地域・職種希望状況、就職活動状況、個別面談状況等のデータ化と共有など、コンピュータシステムによる情報サービスの一層の改善に取り組んでいる。また、学科と協力して、キャリア教育や就職に対する意識付けのため、1年生・2年生といった低学年次からの就職ガイダンスの強化・充実について、各学科との連携強化を進めているところである。

更に、本学学生の多くは卒業後に出身地での就職を希望していることから、各地域に居住する本学同窓生の支援を仰ぎ、出身学生の多い地域に配置している就職支援室参与と本学スタッフによる活動とを有機的に結びつけることで、より一層、出身地での専門職就職率を向上させる。

「就職・進学支援等の体制」については、年々改善を重ねて来ているが、特にここ数年、支援サービスの内容整備が行なわれ、運営もより機能的になった。その定着を図るとともに、就職支援室と各学科・専攻の就職委員及び卒業年次担任との連携の更なる強化に努めることとする。

[基準3の自己評価]

本学は、ここ10年間程の間に、学科の新設、併設短大の専攻科開設、男女共学化、本館新築と事務部局の移動、研究所の設置、大学院の設置、ボランティアセンターの設置、体育館改築、スポーツセンターの設置、学科新設後の2度の名称変更など、多くの改組・改革等を重ねてきた。その過程で、学修によって取得できる資格・免許の数も増え、また、サークル活動を中心とする学生の諸活動の急激な発展をみることになった。このため、学習支援や学生サービスの充実に向け、学生生活の多面的展開の受け皿を整備する必要から、学科の教育目的・教育目標の明確化と学生への周知徹底を図るとともに、それまでの学生支援に関わる部署や組織の活動と機能を一層充実すべく、学生課を学生部とした。これに

より本学の学生支援業務は、格段に強化され、その実を挙げていると評価している。

アドミッションポリシーは、食物・児童学科は勿論、平成 23 年度から再スタートを切った社会福祉学科についても、人材養成の目的・教育課程と密接に結びついたアドミッションポリシーを名称変更に合わせて制定し、諸媒体に依るほか種々の機会を利用して周知を図っている。

入試は、アドミッションポリシーに沿った選抜に努めており、特に推薦入試やAO入試においてその効果は顕著である。

3 学科全体で見た場合、収容定員総数に対してわずかに未充足であるが、学科単位で見た場合、社会福祉学科での未充足が指摘される。総力を挙げて全学科の定員の確保・維持に努めている。

授業については、基本的に各学科単位で行っており、特に演習や実験・実習については原則クラス単位で行い、講義についても主要科目については必要に応じクラス単位で行われることから、適切な人数での授業運営が行われていると考える。

学生への学習支援の体制及び学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムは整備され、運用も適切に行われている。

学生サービスは、支援組織の構成単位ごとの努力に加え、支援組織全体の連携により、有機的に機能し、学生の満足度も上がって来ている。就職に対する相談・助言、キャリア教育のための支援体制も全学的意思に基づき、着実に実行に移され、成果を得ている。

その他、本「基準 3」のそれぞれの「領域・基準項目」における学生支援については詳述してきたとおりであり、学生にとって最も身近な存在である担任を仲介して、全学的意思が、それぞれの支援組織の緊密な連携によって適切に運用されていると評価している。

[基準 3 の改善・向上方策（将来計画）]

本「基準 3」のそれぞれの「領域・基準項目」における「改善・向上方策（将来計画）」で述べてきたことを実現する。その中でも、社会福祉学科における学生確保のための取り組みと、本学の長所である学生の学習及び生活支援に特に力を傾注していく。

基準 4. 職員

4-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《4-1の視点》

4-1-①大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

4-1-②職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

4-1-③職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 4-1の事実の説明

4-1-①大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

職員は併設の短期大学の業務と兼任し、合計で専任職員 26 名、契約職員 26 名（技術員 3 名を含む）で構成されている（表 4-1-1）。これらの職員以外には学生募集広報活動や学生の就職活動を支援する非常勤職員を、岡山県及び県外に 7 名配置している。また、事務補助として学生をボランティアやアルバイトに適宜依頼している。これらの職員の内には、各学科の専任担当職員として学科組織の業務を直接行っている者も含み、職員組織は同一法人併設の短期大学の業務も兼ねている。本学では小規模大学であるが故に、各職員は業務を進めていく上で他部署の職員とはもちろんであるが、直接各学科の教員と連携し対処する場合が多く、所属する組織、部署にこだわらず大学籍、短期大学籍が各部署に混在しており、柔軟に業務を遂行している。

表 4-1-1

＜専任職員＞

年齢	20～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～ 65	合計 人数	男	女
大学	0	1	1	4	3	1	1	8	0	19	11	8
短大	0	0	0	2	2	1	2	0	0	7	1	6
計	0	1	1	6	5	2	3	8	0	26	12	14

＜契約職員＞

年齢	20～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55	56～ 60	61～	合計 人数	男	女
大学	4	1	2	2	1	0	1	2	3	16	3	13
短大	2	1	1	1	1	0	0	0	4	10	2	8
計	6	2	3	3	2	0	1	2	7	26	5	21

近年、大学教育界を取り巻く環境は著しく変化しており、また少子化による大学間競争の激化と事務の効率化が求められ、また事務組織の各部署で専門的に多様化、深化していく潮流に対応できる事務職員の高い資質、能力が求められるようになってきた。

こうした環境下において経営専門的事務職が求められているが、職員の能力開発が追いつかず、また人件費抑制の必要もあり、多種多様化した業務を契約職員を増員することによって対応してきている。その結果、契約職員の人員が専任職員数と拮抗しているのが現状である。

この職員組織の中から各課室長は、「部科（課）長会議」の構成員として参画している。この部科（課）長会議は、①教授会に付議する事項、②大学の運営管理に議長が付議した事項を審議する機関であり、審議決定事項は各課室の職員に伝達される。

4-1-②職員の採用・昇任・異動の方針が明確に示されているか。

これまでのところ中長期の採用計画は定めていない。小規模の大学であり職員数は多くないが、表4-1-1に示すように職員の年齢層、知識・技能に偏りやバラツキがあり、その補充のための増員、欠員補充の場合は中途採用を行っている。なお、採用人事は公募採用を原則とし、適材の確保を進めている。しかし、平成26年度末には6人が定年を迎えるので再雇用並びに新規採用による年齢層の均衡を図る必要がある。

採用試験は採用の都度、理事長を含む複数の試験委員を構成して実施し、その試験委員の意見を基に事務局長が原案を作成し、試験委員の協議を経て任命権者である理事長が決定している。

採用・昇任の人事については、大学・短期大学部経営会議の議を経て、理事長を含む理事で構成する人事委員会で審議し、決定している。

昇任・異動人事は、通常新年度の人事異動で実施している。人事異動に関しては、同一法人の高等学校職員も含み異動対象となり、本人の能力、適性を勘案し、また、本人の希望も参考にし、本人の所属長と配属先の所属長に意見を求め、本学の運営上事務の円滑な執行が可能になるよう法人事務局が協議の上原案を作成し、理事長が決定している。

昇任人事は、職員の業務遂行能力、勤務年数等を勘案し法人事務局が原案を作成し、人事委員会で決定している。

4-1-③職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

採用に関する規程は定めていないが、職員数が少ないので定期採用は行わず、退職による欠員の際の補充採用が中心であり、近年業務が多岐多様化したため増員の中途採用を実施したこともあった。採用人事は公募採用を実施しており、理事長、学長、事務局長が欠員部署長と協議し、大学・短期大学部経営会議の議を経て、理事長が採用決裁してきた。

また、昇任・異動についても規程は定められてはいないが、昇任人事については慣例的に、業務遂行能力、年齢等を勘案し事務局長が学内理事と協議し原案を作成し、各課室の意見を調整し、大学・短期大学部経営会議の議を経て理事長の決裁により実施してきた。異動については、本人の希望や異動先の所属長の意見を聞きながら、適性、能力、異動配属先の年齢構成等を勘案し、大学・短期大学部経営会議の議を経て理事長が決定している。

いずれの場合も新年度4月実施を原則としており、年度途中で欠員が生じた場合、それに伴う異動、採用等は弾力的に行っている。

（2）4-1の自己評価

全体的には概ね大学業務の運営に必要な職員数は確保しているといえるが、職員の年齢構成並びに年齢層の業務遂行能力を見た場合、均衡がとれた構成ではない。即ち51歳以上の高年齢層が過半数で、次世代を担う年齢層の職員数が手薄である。この点を是正し組

織の強化を図るために、平成16年度幹部候補者を公募強化補充採用し、以後、平成18(2006)年度、平成19(2007)年度、平成21(2009)年度と採用人事を行い、年齢層の偏りの解消と人材確保に努めてきた。また、退職者の欠員補充の際も年齢層を意識した採用に努めているが、地理的に不利な位置にあること、待遇面の地域格差の問題もあり、採用希望年齢・能力と応募者の年齢・能力が乖離していることが多い。また、本学卒業生の新卒採用(若年採用)を期待しているが、本学卒業生は大学で取得する免許・資格を活かした専門職志向が強く、若年層の採用が難しい。また、適任と判断される中途採用者の場合、待遇面での合意に至らない場合もあり、補充採用の難しさを実感している。さらに新規採用を難しくしている理由に次のことがあげられる。平成18年4月施行の「高齢者安定雇用法」の改正に伴い本学の定年規程を改正し、65歳までの再雇用制度を導入した。これが定年退職による人材の年齢層交代を一層難しくしており、小規模で高齢化が進んでいる本学にとっては厳しい状況である。

また、大学運営の事務は年々複雑、多岐、雑多になり業務が多忙化し、その補助的な業務に対応するため、人件費抑制の観点から嘱託職員を採用して対応している。しかし、嘱託職員(パート等を含む)の割合が50%と正職員と同数であり、正職員の構成比率と正職員と嘱託職員の業務分担の課題がある。

また、昇任人事について現状は前述の通りであるが、開学以来、年功序列的な昇任人事を実施してきた。これを是正するため、能力、適性を勘案するように改革してきたことは望ましいが、その能力評価、適正について十分な客観的説明のできる人事評価制度の導入が必要である。その中でも、昭和時代の女子職員採用について、新規採用は本学卒業生(ほとんどが本学園の短期大学卒業生)を採用することが多かった。一方、男子職員については中途採用が中心で、特に課長職以上の役職者は本学園の成り立ちとも関連して、近隣の学校の退職教員の第二の職場として採用されて来た経緯がある。そのような本学園の歴史的な背景があり、また職員数も少なく、加えて職員の入れ替わりが少なかった。そのため、結果的に前述の昇任人事については長い間検討されずにきていた。

しかし、上述の女子職員の永年勤務者が増加してきており、本人の職場経歴や能力により適切に処遇を行うことが課題となっている。

異動人事についても、当人の希望やキャリア開発、適性・能力等々を勘案し、長年勤務によるマンネリ化を防ぐためにも一部署について概ね5~8年を目処に異動を検討、実施しているが、組織が小さく専任職員数が少ないこと、且つ能力・適性を考慮すると、人事異動の硬直化が表面化しており、人材活性化を図るには大きな課題が残っている。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

大学運営の中心的な役割を担える職員組織をめざして、その能力と年齢構成が均衡するような採用活動を含んだ中長期人事計画について今期末を目処に策定する準備を行っている。

また、採用・昇任・異動等については関連の規程の整備(「学校法人美作学園職員の採用、昇任に関する規程」)を急ぎ、今年度末の評議員会、理事会において制定し、翌年度から運用できるようにする予定である。一方、人事硬直化を防ぐための方策として人事考課評価制度の導入を継続検討しているが、評価者訓練と職員の能力較差、偏りがあり導入案まで

は作成しているが、即時運用は難しいと考えている。

次に従来年功序列型のピラミッド型の職員組織を踏襲している。本学のような少人数職員組織においては鍋蓋型の組織が望ましいとは考えているが、直ちに指示命令系統の中間スタッフを削減することは難しい。実務実践を優先する職員を増加させていくことの必要性等について継続検討をしているところである。

4-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《4-2の視点》

4-2-①職員の資質向上のための研修（SD等）の取組みが適切になされているか。

(1) 4-2の事実の説明

本学では職員資質向上のための研修（SD等）について定めた規程はなく、従前は夏季休業期間を利用した年1回程度の全職員研修と日本私立大学協会をはじめ他の外部機関主催の研修講座や能力開発講座の積極的参加が中心である。平成19(2007)年度から平成23(2011)年度の集合研修の実績は次の表4-2-1の通りである。

(集合研修) 表4-2-1 平成19～23年度職員研修の実績

開催日	内容	主催または講師	参加者	備考
平成19年9月	「行動するということ 未来(あす)を担う大学職員へ」	明治学院大学 学長室 企画課長 町田 明広	全職員	
平成20年8月	「学生支援の手引き」: 冊子を作成し全教職員が学生支援に関し、共通認識をもつための研修	本学 神谷大輔 学生課長	全教職員	
平成21年2月	「これからの大学事務職員の役割と能力開発」	広島大学大学院教授 山本 真一	全職員	
平成21年3月	「パワーポイント基礎講座」	PCライフ(有) 木梨 徹朗	希望者	
平成21年7・8月	「学園の歴史と人事考課について」	第1回 藤京理事長 第2回 グループ討論 第3回 グループ別発表	全職員	全3回
平成21年8月	「サイボウズの利用方法」	情報処理教育センター 長谷川勝一センター長	全職員	
平成23年3月	「教職員のための発達障害の基礎知識」	大学・短期大学部 安田純、和田百合子准教授	全教職員	
平成23年8月	「ビジネスマナー接遇と電話応対」	パソナ岡山	全職員	

平成18(2006)年度までは外部研修の参加者が、全職員に対して口頭発表会を実施していたが、平成19(2007)年度～平成21(2009)年度の3年間は職員が受講した外部研修の成果を小冊子にまとめた「美作大学・美作大学短期大学部 SD研修会実施報告書」を発行した。

外部研修については毎年日本私立大学協会の実施する各部課別の研修会や他機関による業務に役立つ外部研修に積極的に参加し、大学業界の情勢や他大学担当者との交流を図り、知識の習得や能力開発の一助としている。

また、自己啓発・自己研鑽を勧めており、業務に役立つ資格を取得するよう平素より促

している。その結果の一例は、雇用能力開発機構の「キャリア・コンサルタント」の資格を平成 18(2006)年度 2 人が取得し、またそれ以外の資格に挑んでいる職員が少しずつ増加してきており、平成 21 年度は 1 名、社会保険労務士に合格した。

また、人事異動の他に、同じ部課内で、ジョブローテーションを実施するよう努め、1～3 年程度のサイクルで職務分掌の見直しを実施しており、新しい業務を担当することにより新たに知識、技能修得が必要であり、SD 活動の一環としている。

(2) 4-2 の自己評価

外部機関の業務直結型の研修講座には、各課の職員が交代で参加しており、本学が主催する研修は夏季休業または春季休業中に年に 1 回の教職員研修会を実施していた。平成 18(2006)年度から教員の FD 研修会と職員の研修を分離して実施し始めたが、まだ体系的な研修講座ではなく場当たりの要素が強い。今後ますます厳しくなる大学間競争の中で、大学職員には大学の企画・運営の専門職スタッフとして位置づけていく能力・資質が求められ、その向上のためにはどのような研修体系を構築すればよいか大きな課題である。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

職員の能力・資質の向上・開発については、OJT、OFF-JT、自己啓発を組み合わせる取り組みが必要であり、大学の人事施策の一環として方針と方向性を明確にして、中長期計画の中に組み込む必要がある。大学の中長期計画も未完成であるが、その中に職員の人事について中長期計画を盛り込むことが課題であり、そのように進める予定である。

これからの大学の職員として必要な資質・能力の要素を考察すると同時に、本学の職員の現状（能力・資質）の分析を行い、そのギャップを埋めていく研修が必要である。そのため、事務職員としては当然要求される事務処理能力、各職階・管理者層に必要な能力、企画力、プレゼン力、説得力等々の人間力など、トータルバランスのとれた研修プログラムを準備し、各職員がそれぞれ不足している能力部分を補うことのできる研修体系を、年次を追って順次整備・実施する方針である。

当面の目標は、事務処理能力に必要なパソコンスキル、各業務遂行に必要な知識・技術や自分たちの業務を取り巻く環境の理解、自己啓発を誘発するような各自のキャリアデザインの検討支援などに取り組んでいく。

4-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《4-3 の視点》

4-3-①教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 4-3 の事実の説明 (現状)

4-3-①教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

本学の教育研究支援のための事務組織は、平成 23(2011)年 5 月 1 日現在で大学事務局に総務部（総務課及びネットワーク運用室）、経理部経理課、教務部（教務課及び入試係）、学生部（学生課、スポーツセンター、ボランティアセンター）、就職部（就職支援室）、広報部（学生募集広報室、大学広報室）、附属図書館に分かれ、それぞれの職掌に応じて教育

研究支援を行っている。なお、上記学生部の学生課は、学生支援グループ・学生相談室・保健室及び学生寮を所掌している。

また、児童学科、福祉のまちづくり学科（社会福祉学科）には学科長配下に専属の職員を配置し、学科教員研究室の付近に事務室を備え、学科の教育活動に機動的に対応するスタッフとして機能している。食物学科の場合は、学科の教育研究の性質上、助手4人と教務職員1人を配置し、実験・実習の補助に加え、学科教育を補助する業務に当たっている。

この職員組織の中で各課・室長は、①教授会に付議する事項、②大学の運営管理に議長が付議した事項を審議する「部科（課）長会議」の構成員であり、審議決定事項は各課室の職員に伝達される。

教授会の下部組織である各種委員会（教務委員会、学生委員会、入試委員会、就職委員会、他）や大学院の研究科委員会は事務職員も構成員、幹事として加わり、審議は事務局からの意見も積極的に採り入れられ、教育研究支援及び学生生活支援等のために円滑な大学の運営が行われている。

また、事務職の課・室長職の上に教員の部長（学生部、教務部、就職部、広報部）を配属しており、これが教員と職員との間の業務の円滑な協働体制の調整的役割を果たしている。

（2）4－3の自己評価

本学の事務局体制の基本理念に学生の支援と教育研究支援を掲げて、それを最優先させるよう体制を築いてきた。

多くの重要業務・行事については、それが1部署の所掌するものであっても、組織の枠を超えて他の部署の職員も協同してその遂行に当たるといった機動性を持たせている。

他面、現在の大学を取り巻く社会環境の急激な変化に柔軟に対応できているとは言い難い面があるが、各部署間で協同し、機に応じ柔軟に対応できる事務体制である。

（3）4－3の改善・向上方策（将来計画）

本学のような少人数の事務組織にあっては、教育研究支援の事務体制は、現実の多岐多様な複雑な変化にも適応できる職員の知識、技能の修得・能力開発や、事務組織の臨機的な組み替えや人員配置等、更には各部署間の緊密な協同等の柔軟な対応が必要である。本学の場合は、小規模大学で事務スタッフの人員資源に限界があり、それだけに少数精鋭を目指すことを謳い文句にSD活動の緻密な推進と共に、小規模大学ならではの特性を踏まえ、これまで以上の各部署間の協同による取り組みが展開できるよう、職員の意識改革と事務体制の構築を目指すよう検討しているところである。

[基準4の自己評価]

大学の目的を達成するために、本学の事務組織については概ね必要な組織体制は整備されていると言える。しかし、平成3年の大学設置基準の大綱化以降、社会情勢の著しい変化の中で、特に大学を取り巻く環境の変化は激しく、少子化による大学間の学生獲得競争の激化に加え平成21年秋のリーマンショック以降の経済不況、さらに今年3月の東日本大震災による国家財政政策の見直し等々厳しい向かい風にさらされている。この厳しい変

化に対応するためには、大学職員はその運営スタッフであることを自覚し、その能力開発と資質向上に弛まぬ努力が必要である。

本学ではそのためのSD活動等は十分とはいえず、その実行体制の整備が早急な課題である。

特に大学改組を実施した平成12(2000)年度以降は教員、職員の入れ替わりの頻度が増して、従来は本学の慣習・慣例として行われていた教職員間のルール(職場の不文律)が不明瞭になってきている。このような学内の状況の変化、大学を取り巻く社会の状況の変化に対応した規程等の整備とその周知に課題を残している。

[基準4の改善・向上方策]

時代の変化に対応した事務組織の改革とその構成員である事務職員の資質・能力の向上、開発を支援するSD研修の体系の整備を中期・長期目標の一つとして平成20(2008)年度から取り上げてはいるが、それを速やかに順次実行していくことが先決である。

そのためには職員のキャリアデザインの希望に応じて職掌を専門職、総合職と一般職とに類型化・分離し、各々個人に応じたSD活動を組織的に進める必要がある。

いずれにせよ職員の能力・資質の向上・開発を体系的に実施する体制を整備することと、職員一人ひとりが自主的に自己研鑽を重ねていく土壌の醸成が本学の事務職員組織にとって最優先課題である。

5. 管理運営

5-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

- 5-1-①大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。
- 5-1-②管理運営にかかわる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

- 5-1-①大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学園の建学の理念及び大学の目的は、それぞれ「学校法人美作学園寄附行為」並びに「美作大学学則」に定められている。また、各学科の人材養成の目的についても、「美作大学学則」に定められている。その理念・目的へ向けて理事会、教授会、各学科単位の教員で構成される学科会議、事務局職員と各学科代表の教員で構成される各種委員会及び会議により、管理運営体制を整えている。

[理事会]

理事会は11人の理事で構成、内学内理事は7人で、併設の高等学校同窓会役員1人を含んでいる。また、監事は4人で、本学同窓会会長や近隣の市長、前信用金庫理事長などで構成されている。監事とは別に公認会計士による財務監査を年2回実施し、経理の適正な運用に心がけている。

定例理事会は年3回(5月、11月、3月)開催、必要に応じ臨時の理事会が召集される。平成22年度は9月と12月に臨時の理事会を開催した。理事会の審議事項は下記に示す通りである。

- ① 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用の財産中の不動産及び積立金の処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 寄附行為の変更
- ⑤ 学部・学科等の設置、改組、廃止等
- ⑥ 学費の改訂
- ⑦ 学則の変更
- ⑧ 合併
- ⑨ 目的たる事業の成功不能による解散
- ⑩ 寄付金品の募集に関する事項
- ⑪ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

[評議員会]

評議員会は、理事会と同日開催を慣例としており、諮問事項は

- 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用の財産中の不動産及び積立金の処分
- 事業計画、○ 寄附行為の変更 など「学校法人美作学園寄附行為」第20条に定める事項である。

理事会の下には財務委員会及び人事委員会を置き、理事会の運営面での機動性を図っている。これに加えて、平成 20 年度から大学では理事長を含み、学長以下、事務局長、学生・就職部長(現理事)及びその他理事長が指名した者(現広報部長)で構成される「大学経営会議」を組織し、管理運営(教学、学生支援及び学生募集を含む)上の課題に迅速に対応、経常業務の意思決定、各種委員会や各部署への提案機関として位置付けた。

【教授会】

教授会については美作大学学則第 39・40 条に規定、その運営については「美作大学教授会運営規程」に基づき行っている。定例教授会は 4・7・9・10・11・12・2・3 月に開催、それ以外にも必要が生じた場合は規定に従い臨時の教授会を開催し、課題への迅速な対応を図っている。平成 22 年度は学長選任等もあり、臨時教授会を 4 回開催した。

教授会の構成員は学長、教授・准教授で、教授会の承認を得て必要に応じ職員を参加させている。

教授会の審議事項は学則第 40 条に定めており、それらの事項について、教授会議事録に示す通り、適切に審議している。なお平成 22 年度には、各学科の人材養成の目的などについても、既に設けていたものについて各学科で改めて点検・評価を行い、それらの案を教授会で審議し、学則第 4 条第 2 項に定めるなどの整備を図った。

【各種委員会等】

教授会の下部組織として、教務委員会、学生委員会、就職委員会、入試委員会など、規程に基づく各種委員会が構成され、教育研究及び学生支援の充実へ向けた企画・運営に当たると共に、案件によっては教授会の議を経て決定することとしている。なお各種委員会の審議に当たっては、事項によってはできるだけ多くの教員の意見が反映されるよう、概ね毎月開催の各学科会議で検討した結果を踏まえた審議を行うこととしている。

【部科(課)長会議】

教授会における議事の進行がスムーズに図れるよう本学では教員・事務職員の役職者で構成する部科(課)長会議を設置し、各種委員会から出てきた教授会への付議事項について再度慎重に審議した上で教授会に付議し、更には大学の全般的な業務の連絡調整に当たること、各種重要事項の決定と、決定事項のスムーズな実施に努めている。

以上述べてきたように、大学及びその設置者である学校法人美作学園の管理運営体制は整備されている。理事には学長、学生・就職部長の教授及び事務局長が入っており、大学の教学組織の意見を適正に理事会に反映させている。理事会は教学組織の意向を汲み取った上で最終判断を下しており、教学組織と理事会の関係は良好である。

5-1-②管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

【理事会及び評議員会について】

「学校法人美作学園寄附行為」において役員等の選任を規定しており、第 5 条で役員の定数及び理事長の選任、第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任、また、第 22 条において評議員の選任について規定している。

理事及び監事の定数は寄附行為第 5 条で、理事は 6 人以上 13 人以内、監事は 3 人または 4 人と規定しており、平成 23 年 5 月現在で理事は 11 人、監事は 4 人である。内訳は第 6 条第 1 項第 1 号理事「校長」が 1 人、同第 2 号理事「評議員の互選」が 3 人、同第 3 号

理事「理事会において理事総数の過半数の議決により選任するもの」が7人である。監事は、同第7条の規定「理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任」した者4人である。

現在、理事会に専門委員会として「人事委員会」(7人)と「財務委員会」(6人)を設けており、これらの委員会は理事会、評議員会の事前調整機関として機能している。

評議員会については寄附行為第18条に規定され、定数は27人以上31人以内としており、平成23年5月現在で評議員数は27人である。同22条で選任について規定しており、同条第1項第1号により選任された者6人、同第2号で選任された者6人、同第3号で選任された者5人、そして同第4号により選任された者が10人と、規定に則って選任されている。なお、評議員の任期は2年であるが、再任は妨げないと規定している。

また顧問について寄附行為第41号第2項に「評議員の意見を聞いて理事会で推薦」された者をおくことができるとしているが、平成23年5月現在、前理事長及び前監事の2人を顧問としている。

[学長等の選任]

学長の選任は「美作大学学長選任規程」に規定しており、まず学長候補者を選考するために、理事長が規定に基づいて委嘱した委員で「学長候補者選考委員会」を組織し、学長候補者の選考を行い、候補者について教授会の議を経て理事会で承認された者について、理事長が任命することとしている。学長の任期は4年で再任を妨げないが、再任の任期は2年で、再任2回を限度としている。

学部長の選任は「美作大学学部長選任規程」に定められており、学長の推薦に基づき教授会の議を経て理事長が任命する。学部長の任期は2年とし、重任を妨げないが引き続き6年を越えることはできないとしている。なお、平成23年5月現在学部長は置かず、学長の下に教務部長、学生・就職部長及び広報部長の3部長を置き、教育研究、就職等の学生支援、そして学生募集及び広報の充実に努めている。これら3部長の選任については特に規程は設けず、学長が指名した者について、教授会で報告し了承を得るという手順を踏んでいる。

[教員の採用、昇任人事]

教員の採用及び昇任については、「美作大学教員選任規程」に定められている。

まず、採用人事は当該規程に規定された役職者による「採用選考予備会議」を組織し、採用要件を協議し、その結果を教授会に報告し了承を得た後、公募等により広く募集を行うこととしている。

昇任人事は、同様に「昇任候補者選考会議」を設置し、昇任候補者の教育研究業績及び本学への貢献度の面から資格等条件を協議し、昇任要件を充足していると判断した者について昇任候補者として教授会に提案し、承認を得る。教授会は上述の採用応募者又は昇任候補者の審査を進めるために、それぞれ審査員3人を任命、審査員は審査結果を教授会に報告する。なお、採用人事においては、審査員は多数の応募者について書類審査(1次審査)を行い、1次審査で候補者として認められた者(3人程度)に対し面接や模擬授業を課し、採用候補者を1人に絞り込むようにしている。教授会はその報告に基づき審議を行い承認し、その結果について理事長の承認を得ることとしている。

(2) 5-1の自己評価

本学園の理事会、評議員会及び教授会の運営は規程に則り民主的に運営されていると評価している。学長、事務局長、学生・就職部長が理事となり、またその3人に加え短期大学部教授及び総務課長なども評議員となっており、理事会及び評議員会と教授会及び教職員双方の意思がそれぞれに反映されるとともに、経営会議の定期的な開催により課題の発見とそれへの迅速な対応が可能となっている。加えて、教授会の下部組織である主要な各種会議、委員会についても概ね学長、事務局長、教務部長、学生・就職部長及び広報部長といった主要役職者が委員となっており、管理部門と教学部門及び事務部門との連携が図られている。

課題としては、平成22年度途中で前学長の体調不良により学長の交代があった。新学長の方針もあり、現在学部長は置かず、教学部門は教務部長、学生・就職部長及び広報部長の3部長体制で学長を補佐する体制をとっており、学長と3部長との連携は密であるが、主要な会議や委員会の構成員についての規定との間に齟齬が生じている。そのため、年度当初の委員会で構成員についての承認の手続きはとっているが、改善が必要である。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

18歳人口の減少、その中での大学設置、大都市にある大規模大学の更なる定員増といった状況下、地方小規模大学にとっては数々の課題、問題が浮上してきており、これらに適切且つ迅速に対応していかなければならない。そのための会議・委員会組織などの体制は整え、また、課題の共有化の方策を講じている。課題を共有し全教職員がそのベクトルを合わせることが重要であり、現時点ではかなりな程度課題の共有はできているが、一部の教職員に問題が散見される。そのため、これまで以上に丁寧なSD活動を進める計画である。

また、3部長体制と会議・委員会規程の構成員の齟齬の現状については、今後教学体制をどうするかを検討を進める中で解決を図ることとする。

5-2 管理部門と教学部門の運営が適切になされていること。

《5-2の視点》

5-2-①管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

5-2-①管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事会の構成員には、平成23年5月現在では法人事務局長、学長、学生・就職部長及び大学事務局長が加わり、評議員はこれら理事に加え、短期大学部教授、総務課長及び経理課長が学内の教職員から選出されている。管理運営(教育研究、学生支援及び学生募集を含む)上の課題に迅速に対応すべく、平成20年度からは理事長、学長、事務局長、学生・就職部長及び広報部長で構成する「経営会議」を組織し、原則週1回の会議により諸課題の検討、各種会議・委員会や各部署への提案を行っている。

教授会には事務局職員側から事務局長、総務課長及び教務課長が出席、入試判定に係る議題については学生募集広報室長及び総括参与、経理課長の出席を求めている。教授会に付議する事項を審議する部科(課)長会議のメンバーは学長、図書館長、教員系の3部長、

各学科長及び専攻主任、事務局側からは事務局長、各課・室長及び図書館次長が構成員であり、教学部門と管理部門が連携して課題について協議し、協議結果を案として教授会に諮るようにしている。教授会や部科(課)長会議での決定事項については、毎月 1 回開催の専任の全教職員による職員会議に報告し、周知徹底を図る体制をとっており、管理部門と教学部門との緊密な連携の下に大学運営を行っている。

(2) 5-2 の自己評価

大規模大学の組織とは違い、本学は小規模大学の特性を生かし、管理部門のトップと教学部門のトップの間、また、彼らと各教職員との間に日常的に頻繁な接触があり、意思の疎通が密に図られ、管理部門と教学部門の間には信頼関係が醸成されており、連携は適切である。

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

現在の管理部門と教学部門は民主的に運営され、また、小規模大学の特性を生かして種々の課題に関係者間の連携の下、機動的に当たっている。今後も、大学経営会議、部科(課)長会議と教職員との連携を密にとることにより課題の共有化を図り、「教職員全員が大学を創っていく」意識の高揚に努めていく。

5-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること

《5-3 の視点》

5-3-①教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

5-3-②自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、且つ大学の運営に反映されているか。

(1) 5-3 の事実の説明(現状)

5-3-①教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

学則第 1 条の 2 第 2 項に基づいて平成 7 年 4 月に「自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価委員会が発足した。発足当時は主だった委員が自己点検・評価についての外部研修会に出席、研修会で学んだことを基に構成員を対象に研修を進めた。研修の成果を踏まえ、平成 10 年度には大学及び併設の短期大学の自己点検・評価に着手し、その結果を翌年 3 月に『大学の現状と課題 —1998 年度自己点検・評価報告書—』にまとめ公表した。次いで平成 14 年度には 2 回目の自己点検・評価に着手し、その結果については平成 15 年 3 月に報告書として公表した。この 2 回の自己点検・評価により明らかとなった課題に対し、本学は平成 11 年度以降数々の改組を進め課題の解決に取り組んできた。「食と子どもと福祉と建築」をキーワードに、地域社会や高校生へのニーズに対応した教育研究体制の整備を進め、その過程で、教育研究の高度化、それと連携した地域貢献の推進については、美作大学技術交流プラザ、地域生活科学研究所の設置、平成 17 年度からの大学院の設置・充実、更にはボランティアセンターの設置というかたちで充実を進め

てきた。

平成 18 年度から短期大学部を中心に進めてきた自己点検・評価結果については、平成 19 年度に公表すると共に、「短期大学基準協会」による第三者評価を受診したことを付言しておく。それと平行して、平成 19 年度には大学を中心とした自己点検・評価を進め、その結果について、平成 20 年度に公表すると共に、「日本高等教育評価機構」による第三者評価を受診した。そしてこの平成 23 年度には、改めて大学・短期大学部についての自己点検・評価を進めているところである。

このように、自己点検・評価については平成 10 年度以降、日常的に進めながら、3 年に 1 回を目途にその結果を報告書にまとめ、各種の媒体を通じ公表すると共に、その結果を踏まえた改革・改善を進めているところである。

また、FD 委員会についても、平成 14 年度からの学生による授業評価、そしてその結果を踏まえた教員自身による自己評価と改善計画の作成、GPA 制度の導入による小規模大学の特性を生かしたきめ細かな学習支援、更には教員の採用方法の改善に取り組んでいる。

5-3-②自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、且つ大学の運営に反映されているか。

平成 10 年度から着手した本学の自己点検・評価の結果については冊子にまとめ、また平成 14 年度・平成 18 年度（短期大学部中心）及び平成 19 年度（大学中心）の自己点検・評価の結果についても同じく冊子にまとめ、関係諸方面に送付し公表した。なお、平成 18・19 年度の結果については、ホームページ上でも公表を行った。それと共に当然のことであるが、教職員全員に配布し、課題の共有と委員会や会議における解決の方向の検討、実行のために活用してきた。現在進めている取組についても、冊子・CD 及びホームページを介して広く公表すると共に、学内の改革・改善の貴重な資料として活用していく計画である。

(2) 5-3 の自己評価

自己点検・評価の結果については、適切に公表している。またそこで出てきた課題については、学長及び事務局長のリーダーシップの下、各種会議や委員会で解決・改善のための検討を行い、関係部署で解決・改善へ向けた取り組みを進めていることは評価できる。

(3) 5-3 の改善・向上方策

自己点検・評価も開始後 10 年以上が経過し、教職員のそれについての理解も全体としては深まってきている。しかし教職員の一部には未だ旧態依然の大学のイメージに固執する者がいるのも事実である。今後ともそのような教職員に対する研修、新採用の教職員への研修等により、自己点検・評価についての意識の醸成へ向けた取組が課題である。

【基準 5 の自己評価】

大学の管理運営方針とその体制については、理事会に学長を含め学生・就職部長及び事務局長が構成員として入って、その意思決定の過程に教授会の意思を反映させており、管理部門と教学部門の連携が図られている。また、管理運営に関わる役員の選考は寄附行為

に従って適切に行われている。監事は公認会計士の監査報告会に同席し、公認会計士との連携も図っている。業務監査については理事会に出席し、学長やその他の理事の報告等に対して自由に質問や意見が言えるシステムとなっている。

自己点検・評価活動は自己点検・評価委員会を中心にして日常的に実施、特に3年に1回を目安に全学的な自己点検・評価を報告書にまとめ、各種媒体を通じ公表し、学内にあっては課題の解決、長所の更なる伸張に取り組んでいる。

【基準5の改善・向上方策(将来計画)】

公的機関としての正確の強い大学の健全経営、適正経営が厳しく求められており、理事・役員等の自己研鑽は元より外部研修の実施が必要である。監事の外部研修は行っているが、これに加え学内理事についても外部研修の機会をできるだけ設けるように図っていくこととしたい。

日本社会の急激な変化の中で大学に求められるものも急速に変わってきている。また、大学全入時代の中で大学教育もそれに即した新たな視点からの教育が求められる。自己点検・評価やFD、SDの取組みにおいても、常にそのような観点を踏まえた取組みを進めていくこととする。

6. 財務

6-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適正に会計処理がなされていること。

《6-1の視点》

6-1-①大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

6-1-②適切な会計処理がなされているか。

6-1-③会計監査等が適正に行われているか。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

6-1-①大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

在籍学生数は、平成18(2006)年度をピーク(1,063人/880人 120.7%)に年々減少し、平成22(2010)年度には定員割れ(932人/960人 97.0%)となった。その理由として、平成19(2007)年度より定員超過していた児童学科の定員増(60人から80人)を行ったことで学部全体の定員超過率の是正を図ったこと、また、平成12年に短期大学部の定員の一部を大学へ移し、福祉環境デザイン学科(入学定員80人)を設置したが、平成19年度以降定員割れが続いていた。平成20年度に福祉環境デザイン学科を福祉のまちづくり学科に名称変更し社会福祉専攻(入学定員50人)と建築・まちづくり専攻(入学定員30人)の2専攻に分離したが、両専攻とも定員充足が困難であったことが大きな理由である。そのため、平成23年度に福祉のまちづくり学科建築・まちづくり専攻(入学定員30)を募集停止し、名称を社会福祉学科(入学定員50人)とした。

平成23(2012)年度の入学者数は全学科とも充足(236人/210人 112.3%)することが出来た。全学生数(916人/930人 98.5%)については、いまだ若干定員割れの状況ではあるが、この度の改組により改善の方向に向かっている。

本学の財政基盤の現状は、比較的良好な状態にあるが、中長期的には是正すべき問題は、在学生数を確保し、収支のバランスを取りつつ、毎年増加傾向にある人件費並びに施設設備に関わる維持費(保守費、修繕費、光熱水費等)、諸経費を抑制していく必要がある。

6-1-②適切な会計処理がなされているか。

本学園は「学校法人会計基準」及び「学校法人美作学園経理規程」等に基づき会計処理を行い、教育研究活動が円滑かつ効率的に行われているかを判断するための資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等の計算書類を作成している。事務処理については、大部分をネットワーク化したコンピュータで処理しており、精度が高く正確なものである。

会計処理上の不明確事項等は、公認会計士と綿密に相談して処理している。

予算編成については、学園全体の方針を「学園財政会議」で審議し、各部門へ伝達する。大学では「大学経営会議」で検討された次年度の重点項目を基に、次年度予算編成方針が、各学科及び事務系各課・各室に示される。各学科・各課・各室は予算編成方針にもとづき事業計画を策定し、予算要求書を提出し、事務局長及び経理担当者との折衝の上で修正が加

えられ、予算要求額が決定する。また、各教員の教育用あるいは研究用の機器・備品の予算要求については、予算要求書にもとづき、「予算委員会(各学科長、事務局長、経理課長)」で検討され予算要求額が決定する。

人事の決定の後、経理課により、それぞれの要求予算を積み上げ集計し、学園経営上の判断により調整を加えて、評議員会・理事会に付議し承認を得て次年度予算が成立する。

決定した予算は、各所属長に通知され、各所属長より担当者に伝達される。

予算執行に当たっては、予算化された案件について各担当から提出される起案書(予算執行伺書)について、経理課長・事務局長・学長・理事長により決裁された後執行される。

機器・備品・消耗品等の購入については、「学校法人美作学園物品等購入実施規程」により実施している。

2万円未満の消耗品等に属するもの、機器・備品に属するものについては、「消耗品等購入伺書」を購入希望者が学科長(課長)経由で経理課に提出し、経理課長の決裁の後執行される。

2万円以上の予算委員会で承認済みの機器・備品の購入に関しては、「機器・備品購入稟議票」を購入希望者が、学科長・学長経由で提出し、事務局長・理事長の決裁の後執行される。

予算申請がなされていないが、期中に特別な事情により購入が必要となったものについては、購入希望者が「起案書(物品購入伺書)」を所属長経由で提出し、経理課長・事務局長・理事長の決裁を受けた後、「物品購入稟議票(起案書コピー添付)」を提出し、事務局長の決裁の後執行される。

6-1-③会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、「学校法人会計基準」に従った会計監査が、公認会計士及び法人役員の監事により適切に行われている。

公認会計士の監査は、毎年、期末監査(5月)及び中間監査(11月)をそれぞれ3日間~4日間にわたり受けている。その内容は、主に計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)と、それらに関連する証票書類について行われる会計監査が中心である。

これに対し、法人役員である監事の監査では、財産状況に関する監査に加え、業務監査も行われている。主な監査は、5月に行われる期末監査と11月の中間監査であるが、それ以外にも監事は理事会、評議員会に毎回出席することによって、理事等から報告を受け、本学園の業務状況、財政状況、理事の業務執行状況等の運営全般について実態を把握し、意見を述べている。

公認会計士の監査時には監事も同席し、問題点があれば意見を述べ合い連携を図っている。

(2) 6-1の自己評価

本学園の経営の特徴は、部門別による独立採算制を理念とし、「収支に見合った賃金体系」、「身の丈経営」をモットーとしており、実質的な借入金が無い。

今後も「身の丈経営」をモットーに健全な財務体質を維持し、盤石な財政基盤を堅持し

ていく方針である。

本学の消費収支計算書関係比率に関しては、全国平均より良好であり、消費支出比率は、過去5年間85%前後を推移している。教育研究経費比率は全国平均と比べやや低い水準で推移しているが、教育研究目的を達成するために必要な経費の確保は出来ている。財政上の大きな問題はなく、収入と支出のバランスのとれた財務運営がなされている。

貸借対照表関連比率については、負債関連比率がいずれも全国平均より低く、負債の大部分は経常的な退職給与引当金、未払金、前受金、預り金等限られたものであり、本学園が、借入金に依存しない、堅実な財務運営をしてきたことによる健全な財政状況である。

会計処理については、実務処理上の不明確な事項は、その都度、公認会計士に確認をしているので、適切な会計処理が出来ている。公認会計士の監査は、中間監査、期末監査の際に大幅な修正処理をもとめられることはなく、監査が行われている。また監事の監査も公認会計士の監査報告を受け、適切に実施されている。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

学園の運営は、健全な財政の確立と同時に教育研究活動の充実・強化を図ることが必要である。健全な財政を確立するためには、学生数の安定的確保が非常に重要である。長年定員割れが続いた福祉のまちづくり学科建築・まちづくり専攻(入学定員30)を平成23年度より募集停止した。在学生には今までと変わらない教育研究活動を提供できる環境を継続し、卒業・就職まできめ細かい指導を続けると共に、学部全体の収容定員を満たすよう教職員一丸となって学生募集に当たっているところである。

平成23(2011)年度時点では、若干の定員割れであるが、毎年度、入学定員数を確保し、入学から卒業まで、小規模校ならではのきめ細かい指導を行い在籍者の確保に努める。

支出については、経費の削減はもちろんであるが、最も大きな比重を占めている人件費は、人員の適正配置を考慮しつつ総額人件費枠を検討する必要がある。

6-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《6-2の視点》

6-2-①財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 6-2の事実の説明(現状)

6-2-①財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法第47条第2項の規定により、「学校法人美作学園 財務情報の公開に関する規程」を定め、平成17(2005)年6月より、本学園の事業の概要及び資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等の計算書類等を事務局に備え付けて、本学園の利害関係者からの要望があれば、閲覧に供することとしている。

掲示物として、平成20(2008)年度より、学内掲示板へ資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書を掲示している。また、冊子媒体として、平成21(2009)年度より、学園誌「学報みまさか」に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を記載し、学園の全ての在学生及び保護者、卒業生、受験希望者、役員・職員(退職者含)、官公庁等に配布している。

インターネットを活用した公開として、事業の概要及び財務の状況等を、平成 18(2006)年 11 月より本学のホームページ上で公開している。平成 23(2011)年 5 月からは、事業報告書の記載内容を見直した。資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の過去 5 年間の経年比較表及び日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」の財務比率比較表（貸借対照表関係比率 17 種、消費収支計算書比率 12 種）を掲載した。

本学独自の積極的な情報の公表として、当該年度の各計算書類に関して勘定科目毎に平易な説明文を加え、一般の方にも理解してもらうよう努めた。また、視覚的に内容を理解できるように消費収支及び部門別在学生数の推移をグラフ化した。

（２） 6－２の自己評価

財務情報（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等）を学園広報誌に掲載し、本学園の事業の概要等を学内掲示板、ホームページに公開しており、公的機関である学校法人として説明責任を果たしている。

（３） 6－２の改善・向上方策（将来計画）

公共性を有する学校法人としての更なる説明責任を果たすために、ホームページの公開に関して、一般の理解が更に得られるように、平易な解説文の工夫、グラフ・数値等の追加などを行うこととしたい。

6－３．教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《6－３の視点》

6－３－①教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、受託事業、収益、事業、資産運用等）の努力がなされているか。

（１） 6－３の事実の説明（現状）

6－３－①教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、受託事業、収益、事業、資産運用等）の努力がなされているか。

本学園の創設は、女子高校・女子短大・女子大学であり、共学後の歴史も浅く、卒業生の大多数が女性であり寄付金募集の成果が低いため、現在行っていない。ただ、周年行事、正門整備等には、同窓会より寄附を頂いている。

決算上に表記されている寄付金は、大部分が父兄の後援会からの学生の活動に対する支援金的なものであり、その他は僅かであるが、卒業時の篤志寄付が含まれている。

科学研究費、外部研究資金（受託事業を含む）については、下表 6－３－１に示すように、採択件数、金額とも少ないのが現状である。

表 6-3-1 外部資金（実績）

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費 (間接経費含)	3 件	460 万円	3 件	495 万円	6 件	662 万円	6 件	507 万円	6 件	442 万円
外部研究資金 (受託事業含)	2 件	93 万円	4 件	256 万円	1 件	246 万円	4 件	170 万円	2 件	109 万円

特別補助金・G Pについては、学長、事務局長、教務課長、就職支援室長、経理課長を中心としてチームを結成し、教職員手分けをして申請事務を行っている。

(2) 6-3の自己評価

本学園の経営基盤を強化、充実するためには、外部資金の導入が、非常に重要であるが、現状では、十分な収入が得られていない。科学研究費、受託事業等は件数も金額も非常に少なく、更に一層の努力が望まれる。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

本学園の資金等の保有については、安全性を最優先とするため、現在は銀行預金に限っている。有価証券での運用は現在全く行っていない。老朽化した施設もあり、学園規模が比較的小さく、保有資金量を考えると、長期に運用していく資金を保有することは、「選択と集中」で臨機応変に対応することになじまない。しかしながら今後多様な収入の獲得を考えたとき、安全かつ有利な運用を検討してみる必要もある。退職給与引当金については、現在、他大学と比較して若干低い値であるが、計画的に引当を行うよう計画している。

科学研究費については、1人でも多くの教員が獲得できるように、周知徹底して、啓蒙していかなければならない。特に文科系を専門領域とする教員にも応募を徹底したい。

[基準6の自己評価]

本学園の財務状況は、消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率から判断して、良好な状況である。特に実質的な借入金無く、健全な財務体質である。

本大学は地方の小規模校なので、臨機応変な対応が必要なため、資金の保有は銀行預金に限っていたが、今後の学園施設整備計画の優先順位に基づく中長期財政計画を策定し、それに基づいた資金運用計画が必要であると考えている。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

収入の大部分を占める、学生等納付金収入の安定的確保の基となる、学生募集、定員確保が最重要課題である。全教職員が、一丸となって対策を考え、行動しているところである。

本学園は、平成27(2015)年に創設100周年を迎えるに当たり、100周年に向けて、学園施設整備計画を策定し、学園施設整備に基づき中長期財政計画を進めている。

学園施設整備計画を遂行するための、財政改革委員会を平成19(2007)年立ち上げ、収入の増加策、支出の削減策の検討をするなかで、総額人件費枠の設定を計画中である。

基準 7. 社会連携

7-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《7-1の視点》

7-1-①大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的、人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-①大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的、人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

美作大学の「理念・目的」の3には、「地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す」を、4には、「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の発展に寄与することを目指す」を掲げている。

そこで、美作大学では、この「理念・目的」に沿う形で、従来からグラウンド・体育館・図書館・教室及び実習室の積極的な開放を行ってきた。

また、公開講座や岡山県生涯学習センター委託講座、更には「教員免許状更新講習」等の各種講座を、地域や教育委員会の要請を受け実施している。

グラウンドは、主に休日などを利用し、学生の部活動等の妨げにならない範囲で、各種行事等の開催に会場として提供している。

体育館は、休日などの空いている時を見計らって、スポーツ団体や、レクリエーション関係の資格取得試験会場として提供している。また、平成18(2006)年3月の新体育館竣工に伴い、新たにスポーツセンターを立ち上げ、新しく付設されたスポーツジムやアリーナ等を活用して、市民対象のスポーツ教室の企画・実施・運営を行っている。

特に地域の小中学生対象のスポーツ教室は、本学の体育の教員が企画、立案、指導も行い、将来教員を目指す学生たちをスタッフとして採用しつつ、組織的な運営がなされている。

次の表7-1-1及び7-1-2は平成21、22(2009、2010)年度に開設した教室である。

表7-1-1 平成21年度 スポーツセンター開設教室一覧

講座名称	開講曜日、時間	受講者数
児童運動教室（低学年）	火曜 16時～17時	32名
児童運動教室（高学年）	火曜 17時～18時30分	14名
児童運動教室（プレミアムクラス）	金曜 16時30分～17時30分	10名
HIP-HOP 教室（小学生以下）	木曜 18時30分～19時30分	30名
HIP-HOP 教室（中学生以上）	木曜 19時30分～20時30分	11名
児童体操教室	土曜 9時30分～11時	15名

注：表の児童体操教室は短期大学部籍の教員が担当している。

表7-1-2 平成22年度 スポーツセンター開設教室一覧

講座名称	開講曜日、時間	受講者数
児童運動教室（低学年）	火曜 16時～17時	33名
児童運動教室（高学年）	火曜 17時～18時30分	14名
児童運動教室（フレミアクラス）	金曜 16時30分～17時30分	9名
HIP-HOP 教室（小学生以下）	木曜 18時30分～19時30分	30名
HIP-HOP 教室（中学生以上）	木曜 19時30分～20時30分	21名
児童体操教室	土曜 9時30分～11時	19名

注：表の児童体操教室は短期大学部籍の教員が担当している。

図書館は、市民からの問い合わせや閲覧希望に、支障のない限り応じている。更に、平成19(2007)年5月からは、津山市と美作大学で、津山市立図書館と本学附属図書館の利用者等の教育、学術及び文化の発展に資することを目的として、図書館資料の相互貸借、文献複写、レファレンス、講座の開催や資料の展示、教育、学術、文化的な活動の推進に関する相互協力のための協定書を取り交わし、相互利用が進んでいる。

一方、教室、調理実習室、介護実習室などの利用は、本学関係者の紹介等で栄養士会の講習会、異業種交流会（津山商工会議所関係）など、本学の教育研究に支障のない限り、地域の需要に応じている。また、美作大学技術交流プラザ関係の学外者をまじえての研究会も、本学の教室を会場に定期的に開催している。

公開講座は、美作大学と美作大学短期大学部の共同で、毎年地域社会の人々が関心を持つテーマの講座を開催しており、2010年度の内容と実績は以下のとおりである。

表7-1-3 公開講座等の実施状況（2010年度）

【大学主催の公開講座】

実施日	公開講座等名称	受講者数
4月11日、1月23日	研究所主催 公開研究会1回～3回	30名
6月19日～10月16日の間、全7回	健康料理教室	21名

【共催者がいる場合】

公開講座等名称	開催期間 (延べ日数・日)	共催者名 (公共団体・企業等の別)	受講者数 (延べ人数・人)
岡山県生涯学習大学「バイオ分野の現代的課題」大学院コース	7日	岡山県生涯学習大学	182名
美作学講座 中世山城の世界	4日	津山市	380名

以下に平成21、22、23年度（2009、2010、2011）の教員免許状更新講習の概要を示す。

表 7-1-4 教員免許状更新講習の実施状況 (2009~2011 年度)

開講日 (2009 年度)	講 習 名	受講者数
8 月 17 日	教育の最新事情	72 名
8 月 18 日	教育の最新事情	72 名
8 月 19 日	児童文学	55 名
8 月 20 日	脳のつくりと栄養学	46 名
8 月 20 日	日本の音楽と音づくり	23 名
8 月 21 日	子どもの世界を理解する発達心理学	54 名
9 月 13 日	食と微生物	16 名
10 月 24 日	日本語との違いから学ぶ英語	9 名

開講日 (2010 年度)	講 習 名	受講者数
8 月 17 日	教育の最新事情	140 名
8 月 18 日	教育の最新事情	140 名
8 月 19 日	児童文学	81 名
8 月 19 日	食と微生物	56 名
8 月 20 日	子どもの世界を理解する発達心理学	101 名
8 月 21 日	やさしい相対性理論入門	56 名
9 月 25 日	日本語との違いから学ぶ英語	44 名

開講日 (2011 年度)	講 習 名	受講者数
8 月 17 日	教育の最新事情	156 名
8 月 18 日	教育の最新事情	156 名
8 月 19 日	児童文学	90 名
8 月 22 日	情報倫理教育の実践	64 名
8 月 23 日	子どもの世界を理解する発達心理学	114 名
8 月 24 日	やさしい相対性理論入門	73 名
9 月 10 日	日本語との違いから学ぶ英語	53 名

以上のように本学教員の専門性を生かしつつ、教員免許状更新講習の趣旨を生かす講座の開設に努力している。

(2) 7-1 の自己評価

美作大学は、岡山県北の数少ない大学の一つであり、設置時より地域住民や地域社会からその物的、人的資源の提供が求められ、双方からその努力が積み重ねられた結果、大学の地域貢献や社会貢献は、高いレベルで続いていると考えている。

例えば、平成 18(2006)年 3 月の新体育館竣工と同時に、「スポーツセンター」を立ち上げ、新たに付設されたスポーツジムやアリーナといった施設・設備を開放し、6 教室の健康啓発活動等を積極的に推し進め、地域住民や市民から好評を博している。

一方、平成 19(2007)年度から津山市と相互利用協定を結んだ図書館の相互利用は、予想以上の成果があり、更に、平成 20(2008)年度からは、近接の津山工業高等専門学校との間でも利用協定が結ばれ、三つの図書館の有効利用が促進されることになった点は評価できる。

そして、平成 20(2008)年 4 月からは、美作大学と津山工業高等専門学校及び津山市の三者間の「包括連携協定」も結ばれ、今後は、ますます美作大学の持っている物的、人的資源を社会に提供する機会も増してくる。

教室、調理実習室、介護実習室などの利用は、本学に関連の深い、栄養士の講習会、資格試験の会場、更には、異業種交流会（津山商工会議所関係）、つやま新産業創出機構の商品開発・試食会、ホルモンうどん研究会などの会場として、授業等に支障のない限り、地域社会の要請に応じてきている。体育館やグラウンドの開放についても同様である。

公開講座（表7-1-3）は、美作大学と美作大学短期大学部との共同で、毎年、開催されており、内容については「公開講座企画運営委員会」等で講師の選定や実施内容が企画・立案され、受講者から好評を得ている。

このように、本学は地域社会における教育・文化・生活向上に加え産業振興の面において、積極的に物的・人的資源を提供することにより、津山市を中心とした県北市町の都市機能の重要な一翼を担っている。

（3）7-1の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善・向上方策としては、大学の施設開放・公開講座の実施の質を維持し、また継続的に実績を積み重ねていくことである。

また「社会人への授業開放」についても、開放授業科目の選定工夫、広報宣伝活動を充実させることで社会人の授業参加を増やし、修学状況を多様化させることで、在学生への新鮮な刺激となることを期待している。更に、卒業生や社会人の「リフレッシュ教育」等も継続的に取り組むものであり、これについては大学院への社会人（卒業生を含む）入学あるいは科目等履修生としての受け入れを積極的に進めていく。

更に、平成21(2009)年度からの「教員免許状更新講習」を一層充実させることにより、地域の幼稚園から高校までの教員の多くの希望に応じていく計画である。

これらの講座や前述の大学院での教育研究への受け入れを通して、卒業生は勿論であるが一般社会人のキャリアやスキルの向上を図っていききたい。

一方、このような大学の取り組みを、学外に向けても積極的にPRし、周知徹底を促す必要がある。現在の周知徹底は、「新聞報道」や「学報みまさか」、「大学ホームページ」等が主であるが、津山市等との包括連携協定を活用した周知方についても、津山市との間で検討していくこととする。

7-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《7-2の視点》

7-2-①教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

（1）7-2の事実の説明（現状）

7-2-①教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

平成18(2006)年度より「大学コンソーシアム岡山」（平成18(2006)年4月創設）の会員として、社会人事業部が企画した「シティカレッジ講座」に講師を派遣し、会場の提供も行った。

美作大学は、岡山県北の数少ない大学の一つで、地域の拠点としての役割が期待されており、平成18(2006)年度は2講座を提供し、平成19(2007)年度は「吉備創生カレッジ」（平成19(2007)年度から、前述の「シティカレッジ講座」を山陽新聞社と共催とし、名称を変

更)に、前期3講座、後期3講座を提供している。

表7-2-1 平成23年度吉備創生カレッジの本学担当講座一覧

前期担当講座名	後期担当講座名
感情と認知の心理学	子や孫と楽しむ工作
知っておきたい健康・治療食	子どもの発達の「なぜ」
中高年の健康づくり	病気と脳機能

同じく、平成18(2006)年度から、岡山大学を拠点とした「大学コンソーシアムによる幼稚園教員の養成」(一教員養成GP—県下8大学が参加)に参加し、第4回の「子育て親育ちフォーラム」を当番校として担当し、参加者から好評を博した。

また、本学は、平成15(2003)年に美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所(以下、研究所)を設立し、産学官民連携による技術交流・商品開発を目的とした美作大学技術交流プラザも同研究所の下に位置づけている。

研究所の主な活動としては、平成16(2004)年には吉備中央町で合併に伴う地域再編課題に関する自主的な調査研究を行い、同町に調査報告書を提供した。更に、平成17(2005)年には、合併後の津山市から委託を受け、平成18(2006)年度から10ヵ年の総合計画策定のための地区別住民懇談会・分野別懇談会等を開催し、それらの結果を踏まえて、津山市総合計画審議会及び行政各部門での審議・協議に有用な資料を作成した。これらの成果は『平成の大合併と地域社会の再編・活性化—岡山県の事例—』(A4版 750p)として、明文書房から平成19(2007)年末に出版されている。

一方、研究所では、平成15(2003)年からフォーラムを開催し、それを地域社会に公開して来た。平成15(2003)年度の「美作地域の産業・文化・生活の未来像を考える」を皮切りに、平成21(2010)年度には「食べ物シンポジウム イン みまさか」、平成22(2011)年度には「シリーズ：支援を考える—発達障害の理解と支援—」というフォーラムを開催し、多くの参加者を得ている。

しかも、このような地域社会との交流・連携、地域貢献は、それらに参加する本学教員の資質を豊かにするのに役立ち、更に、現代の地域社会が解決を求めている中長期の研究課題を設定する場としても役立っている。

技術交流プラザは、平成11(1999)年7月に発足し、美作大学・美作大学短期大学部のキャンパスを利用して、当初から熱心に会議や交流等を行い、平成15(2003)年からは研究所の下で、技術交流プラザとして活動している。

平成18(2006)年度からは、産学官夢プラザ所属の「つやま夢みのりグループ」「ユニバーサルデザイングループ」「リーディングアグリクラスター」の3グループが、毎月1回のペースで会議(研究・交流及び商品開発)を行っている。

これまでの成果として、「つやま夢みのりグループ」では、産学連携で杜仲茶活用による「杜仲地鶏」の育成や、食品開発(「津山ラーメン」)等を行っている。最近では「津山ロール」の開発を手がけており、昨年度(平成22年度)からは「津山餃子」に産官学連携で取り組んでいる。また、「ユニバーサルデザイングループ」では、「ミフラー」「ミポロ」「ミプロン」(いずれも着脱しやすいことを特徴としたマフラー、ポロシャツ、エプロン)の商品開発を行い、「リーディングアグリクラスター」でも「胚いぶき米(Cocoro)」等の商品開発が実現している。

表 7-2-2 美作大学技術交流プラザによる開発主要商品一覧

分野名	開発主要商品名
食品分野	○ジャージー牛レアチーズ ○お米と黒豆の純生ロール ○津山ラーメン ○ヤマノイモ焼酎 ○さくら鯖寿し ○杜仲地鶏 ○山の芋入りお好み焼き粉 等 24 商品
ユニバーサルデザイン分野	○ユニバーサルデザイン T シャツ ○ミポロ ○ミフラー(UD マフラー) ○ミーテミーテ(ふくらはぎウォーマー) ○ミプロン ○ベッドサイドカバー 等 10 商品

(2) 7-2の自己評価

美作大学（含む短期大学部）では、早い時期（平成 11(1999)年 7 月）から美作大学技術交流プラザを立ち上げ、地域福祉分野、地域振興・まちづくり分野、地域産業・製品開発分野、住環境・環境保全分野、食品・栄養分野、衣環境分野、児童の養育・教育分野、文化・言語・芸術分野の各分野で、地域社会と交流・連携し、地域貢献を行ってきた。

その活動がベースとなり、平成 15(2003)年には「美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所」が設立され、同研究所の下に、産学官民連携による技術交流・商品開発を目的とした技術交流プラザとして位置づけられた。以来、研究所に所属する技術交流プラザ委員が、「つやま新産業創出機構」が主催する商品開発研究会等に参加し、交流・相談活動を積極的に行っている。

また、研究所は、平成 16(2004)年に吉備中央町をはじめ、平成 17(2005)年には津山市総合計画を答申するなど、地域自治体との研究・協力関係を地道に築いてきたことは、地域の大学として評価に値する。

一方、研究所は、地域啓発のフォーラムも平成 15(2003)年度から開催しており、多くの参加者から賞賛を得た。これらの成果は、『美作大学・美作大学短期大学部 地域生活科学研究所所報』として毎年刊行されるとともに、大学のホームページで公表されている。

このように本学は、研究所を中心に地域社会の課題を反映させた研究、地域の食品加工関係企業等との共同による商品開発、更には、県内の大学と連携・協力を進め、本学の教育研究の充実と社会貢献に努めており、これらの取組は高く評価されている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

美作大学の企業や他大学との連携は、大学の規模から考えて、概ね十分と考えている。今後の改善・向上方策としては、産・官・学・民の更なる緊密な連携が望まれる。

そこで、研究所では、その「社会貢献」をより明確にかかげた組織作りを進めており、地方自治体との協力関係を一層強化しながら、地域貢献活動を続けていくための将来計画を立てている。その第一歩として、美作大学では、平成 20(2008)年 4 月から、地元産業界とのより密接な連携を築くため、「美作大学・国立津山工業高等専門学校及び津山市との包括連携協定」を締結し、新たな取り組みを進めている。

7-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《7-3の視点》

7-3-①大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-①大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学は、岡山県北における数少ない大学の一つであることから、多くの教員が地域の学校や社会教育施設、市民活動団体などにおける各種の研修・学習会をはじめとする様々な取り組みの講師を引き受けている。

更に、津山市や岡山県といった行政機関から委嘱された会議・委員会、フォーラムのパネリスト等、専門家として参加する教員も多く、その数は相当数にのぼっている。今年度も5月1日時点ですでに延べ30人を越える教職員が学識経験者として委員となっている。人によっては、平均して月に数回も講師や委員の活動をこなしている。それは、県南部などの大学が多いエリアと比べると、かなり高い頻度で、その貢献度も大きい。加えて、津山市及びその周辺市町の小学校教員を、学費について特別な減免措置を講じて、大学院人間発達学研究科学生として受け入れ、教育力のスキルアップを図っている。

また、本学は、平成17(2005)年4月より学生の主体性、自発性に基づく様々なボランティアへの意欲、活動を組織的、体系的に支援し、地域社会と学生との橋渡しの役割を果たすべく、「美作大学・美作大学短期大学部ボランティアセンター」（以下、ボランティアセンター）を開設し、活動を続けている。平成22(2010)年度の、ボランティアセンターを経由してボランティア活動に参加、登録した学生数は、大学・短期大学部学生を併せ、延べ233人に上る。平成23(2011)年度は、東日本大震災に対するボランティア活動も活発に行われている。5月29日には、ボランティアセンターと津山市社会福祉協議会・つやまNPOセンターとの共催により、東日本大震災被災地の復興支援としてチャリティーマーケットを開催し、その売上金の一部を義捐金として被災地に送った。また、ボランティアセンターが窓口となり、夏季休暇(8・9月)には本学3年生2名が被災地(岩手県)まで行き、仮設住宅でのサロン活動、子ども向けの学習支援、遊び支援、お祭り等地域行事の開催支援を6泊7日で行った。この12月18日には、第2回目のチャリティーマーケットを開催し、復興支援を継続して行っていく計画である。

またこの他、同センターを経由しないクラブや同好会によるボランティア活動も活発である。例えば、福祉系クラブ、「リカイヒロメタインジャー」、まちづくりの学生グループ「ネクストクリエイターズ」による社会貢献活動は特筆に価するものである。

(注)「リカイヒロメタインジャー」: 本学福祉系の学生と薬師寺明子准教授を中心とする障害者に対する社会の理解を進める福祉系パフォーマンス集団。地域の小学校・中学校などに出向き、寸劇による公演などを精力的に行っている。

「ネクストクリエイターズ」: 津山の中心市街地の活性化を意図して、空き店舗などを利用し、年2回程度、商店街に学生による模擬店などを出店することにより、まちの賑わいを演出する本学の学生活動の集団。福祉のまちづくり学科の学生が代表になり毎年引き継いでいる。

学生の派遣先は、近隣の小中学校や養護学校・適応指導教室等の学校教育、あるいは社会教育諸機関、また保育所、児童養護施設、身体障害者施設、高齢者施設等の福祉関係諸

機関、並びに地域社会における様々な催し物等を主としている。

また、ボランティアセンターを經由してのボランティア活動とは別に、本学の学生に対する地域や近隣の幼稚園や保育所、市、県や国からの特定のクラブ・サークルや団体への行事参加のボランティア要請が数多く寄せられ、学科や学生課の呼びかけのもと、多くの学生がボランティアとして活動し、社会的要請に応えている。

一方、近年は、高校生の大学進学率が高くなり、高校教育と大学教育との連携（高大連携）が強くと求められるようになってきた。そこで、美作大学（含む短期大学部）では、高校生に大学教育の一端に触れさせる目的で、「出前講座」に力を入れてきた。

この取り組みは平成 14(2002)年度からスタートし、毎年数多くの教員が高校に出向き講義を行っている。

また、平成 14(2002)年度から岡山県立津山工業高等学校生徒による建築系授業の聴講、そして平成 19(2007)年度からはそれを更に発展させ、岡山県立津山工業高等学校、岡山県美作高等学校次いで岡山県立津山商業高等学校との間で高大連携の協定を結び、「生徒科目等履修生」として高校生を受け入れている。

また津山工業高等専門学校とは包括連携協定（津山市・津山工業高等専門学校・美作大学の 3 者間）に基づく特別聴講生として、互いに双方の学生・生徒を受け入れている。

なお、本学が地域社会と連携して行っている取り組みの一覧を、次の表で示すことにする。

表 7-3-1 地域社会と連携した取組み一覧

事業・活動等の名称	関わっている学部・研究科名	共同で行っている事業者の名称
高大連携事業	生活科学部	津山工業高校 岡山県美作高等学校 津山商業高校
高大連携事業	大学院生活科学研究科	津山高等学校（理数科）
高大連携事業（出前講座）	生活科学部（学募広報室）	県内外高校
スクールフレンド事業	児童学科（ボランティアセンター）	津山市教育委員会など
包括連携（津山市と）	美作大学附属図書館	津山市図書館との相互利用協定
包括連携 （津山工業高等専門学校）	全学	知的財産研修会など
研究所（相談活動）	研究所・（生活科学部）	民間個人など

（2）7-3の自己評価

大学と地域社会との協力関係が最も顕著な形で顕在化している例として、「講師・委員」の派遣、研究所の活動、「ボランティア活動」、「出前講座」、更には「高大連携」等があげられる。

本学は岡山県北における数少ない大学の一つであり、多くの教員が、地域の学校や社会教育施設、市民活動団体などにおける各種の研修・学習会をはじめとする様々な取り組みの講師を努めている。

特に、津山市や岡山県といった行政機関から委嘱された委員会等にも専門家として参加する教員が多く、人によっては、平均して月に数回の講師や委員の活動をこなしている。

これは、県南部の大学が多く立地するエリアと比べると、かなり高い頻度でその貢献度も大きいと評価している。

また、ボランティア活動は平成 14(2002)年度、児童学科が「インターンシップ・ボランティア」の科目を開講したのを皮切りに、平成 17(2005)年度には全学科で開講し、平成 19(2007)年度からは「ボランティア論」の講義も付け加わり、平成 20(2008)年度からは「ボランティア論」「インターンシップ実習」「ボランティア実習」が全学科で開講されている。

「ボランティア論」については全学で約 7 割から 8 割の学生が履修している。実習科目はまだ少数の履修者だが、制度として定着している。

一方、学内の「ボランティアセンター」では、日頃の活動を「ボラセン便り」で定期的に紹介し、学生や教職員に周知する一方、毎年研修会を実施し、センターの活動や学生スタッフの質的向上を図っていることは大いに評価できる。

更に、高大連携の一環として、美作大学（含む短期大学部）では、高校生に大学教育の一端に触れさせる目的で、「出前講座」に力を入れてきた。

一方、「高大連携協定」に基づく「生徒科目等履修生」の受け入れ、また、包括連携協定（津山市・津山高専・美作大学・同短期大学部の 3 者間）により、津山高専より特別聴講生の名称で、大学の講義を受けに来る生徒の受け入れの制度も、地域に開かれた大学としての本学の姿勢を示すものである。

最後に、産学連携部門を担当する地域生活科学研究所は日常活動として、津山市、つやま新産業創出機構と連携し、「食料産業クラスター」に参加し、農商工連携を側面支援し、地域の特産物開発のため「新商品開発研修会」（平成 23 年、では生姜、米粉のテーマで計 4 回開催など）、ホルモンうどん研究会支援、食育イベントなどに取り組んでおり、産学連携の窓口としての機能を十分果たしている。

（3）7-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「講師・委員」の派遣には、長い歴史と伝統があり、今後も地域の要請に応え継続・発展させていく計画である。加えて、学生の「ボランティア」活動についても一層の力を注ぎ、この取組みの充実により、学生による社会貢献と共に、大学の教育力のみならず、地域力も借りながら、学生の問題解決能力や社会性の向上も目指したい。

また、高大連携の一環としてはじめた「生徒科目等履修生」が、平成 22(2010)年度前期にも 7 人受講にきている。これからの計画としては、これまでの 3 校に加え、津山高専の特別聴講生も含め、地域をあげて生徒の資質を高める教育システムを構築していく計画である。

大学という狭い枠の中だけで教育の成果の検証を行うのではなく、大学で学んだことを、地域や実社会の中で実践に即して検証しながら、社会人としての資質を高める取り組みを組織的に実施していく計画を順次進めて行く。

〔基準 7 の自己評価〕

本学は小規模大学ではあるが、美作大学の理念・目的の、「地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す」や、「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の発展に寄与することを目指す」ことを標榜し、努

力を重ねている。

これまで、他大学の実状等も念頭に置きながら、美作大学の「社会連携」を述べてきたが、美作大学では、学内に「地域生活科学研究所」を設け、大学院にも「生活科学研究科」や「人間発達学研究科」を設けるなど、地域の生活に密着した教育・研究を軸にした地域貢献を進めてきている。

また、ボランティアセンターを中心とした学生によるボランティア活動の組織的な取り組みも進め、学生による地域貢献と共に、学生の社会人としての資質の向上にも積極的に取り組んでいる。

本学の人的・物的資源の活用による広範・多岐にわたる地域貢献活動については高く評価しているところであり、今後もその継続・充実に心がけていく計画である。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

大学の持つ物的・人的資源を「社会にいかに有効に提供するか」、あるいは「大学がいかに社会のニーズに応えられるか」が、美作大学の今後の発展には欠かせない視点である。

つまり、大学が、いかに地域社会から必要とされ、いかに学生に選ばれるかということ抜きには、向上方策や将来計画は語れない。

そこで、重要となるのが、まず「大学の持つ物的・人的資源」を大いにPRし、大学がより緊密に地域社会とふれあうこと。次に、その社会の厳しいナマの声を聞きながら、将来への改善・向上方策（将来計画）を練り直すことである。

本学はこれまでこのようなコンセプトの下に、教職員はもちろん、学生を含めた地域社会との連携・地域社会への貢献を推進してきた。従って、これからもこれまでの実績に甘んじることなく大学と社会の連携をより活発にし、それを広報・宣伝するのはもちろんのこと、それらの取り組みを通して、参加者の声やニーズをしっかりと汲み上げ、実りある「社会連携」にこれからも努力していく。

8. 社会的責務

1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《8-1の視点》

8-1-①社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

8-1-②組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 8-1の事実の説明(現状)

8-1-①社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

組織倫理に関する規程としては、「就業規則」において服務規律を定めている。その主な事項は以下の通りである。

- ①就業規則等の服務規程及び上司の服務上の指示に従うこと。
- ②学園の名誉を重んじ、職員としての品位を保つこと。
- ③常に研修に努め、計画的に職務を行うこと。
- ④職務上の機密を漏らさないこと。
- ⑤地位を利用して金銭・物品等の利益を得ないこと。
- ⑥権限を乱用する行為を行わないこと。

本服務規律を受け、且つ大学が持つ社会的責任を十全に果たすため、平成20年には「美作大学 倫理綱領」、「美作大学 教育研究倫理基準」を制定し、教育研究上の責務・社会貢献・情報の適正な発信及び管理など、組織倫理に関する準拠すべき事項を定めると共に、内部通報に関する規定も定めている。

また、人権に関する規程としては、人権教育委員会規程、ハラスメントの防止等に関する規程を設け、「ハラスメントの防止に関するお知らせ」を学生・教職員に配布すると共に、学生部作成の『キャンパスガイド』の中にも「ハラスメントの防止に向けて」を掲載し、ハラスメント防止の取組みを行っている。

研究遂行上守るべき規定としては、前記の「教育研究倫理基準」に加え、ヘルシンキ宣言の趣旨に則って研究が行われるための「研究倫理審査基準」、「動物実験委員会規程及び動物実験に関する指針」、また研究費の適正な使用についても「科学研究費補助金事務取扱要領」を定めている。

個人情報の保護については、「個人情報保護法」に則り、申し合わせにより個人情報の保護について教職員や学生に意識の喚起を行ってきたが、その一層の徹底のため、「個人情報保護規程」の改正を進めているところである。また、情報流出防止のため、「学内情報ファイル流出防止に関するガイドライン」を定め、教職員に対してはその内容の説明、学生に対しては全学共通に開講の「情報リテラシー」の授業の中で、情報の取扱い上の守るべき事柄について講義している。

昨今、社会的機関として大学には様々な情報の積極的な公表が強く求められている。

本学は平成20年に「広報に関する指針」を制定し、それに基づき学校教育法施行規則第172条の2の第1項で公表が定められた第1号～第9号までの全ての情報について、広報室により本学ホームページ上で公表している。教員については、専任教員の業績・専門分野・学位に加え、教員の男女別、学位の授与率、更には兼任教員についても公表を行っ

ている。また財務情報についても、資金収支計算書・消費収支計算書及び貸借対照表を掲載すると共に、それを図表化して示すことにより、より見やすくなるよう工夫している。なお財務状況については、学内の掲示板や「学報みまさか」にも掲載し、インターネット未使用の方々も見ることができるようにしている。更に、より詳細な財務情報について知りたいと申し出のあった方については、閲覧できるようにしている。

8-1-②組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

就業規則を基本にして、理事長・学長・教員系3部長及び事務局長の責任・管理体制の下で、適切な運営がなされている。教職員として遵守すべき事項、特に教育研究上の倫理等については、必要な諸規程の整備はもとより、職員会議における教職員への説明、更には年頭・年度当初における学長の所信表明等において、意識の高揚を図っている。初任者研修においても諸規程の説明とその遵守を強く求めている。

一方学生に対しては、本学は、「地域社会の人々の生活を支えることのできる、人間性豊かな専門的職業人の養成による地域社会への貢献」を目的に掲げている。そのため、人権尊重の精神の涵養のための科目を全学科で開設、また、ボランティアに関する講義及び実習の科目も全学科で開設すると共にボランティアセンターを設け、学生のボランティア活動への積極的な参加を促進し、社会性に加え実践的な力の涵養に努めている。

また全学科で開設している情報処理教育の中で、インターネット活用上の倫理、情報流出防止についての教育を行っている。ハラスメント防止についても、『キャンパスガイド』への掲載、チラシの配布等により周知徹底を図っている。

情報の適切な公表については、上記の事実の説明で述べたとおり、法令で求められている以上の情報を、ホームページ、「学報みまさか」、また教育情報に関しては『大学案内』と、各種の媒体を通じ公表している。そしてそれらの情報が正確かつ最新の情報となるよう大学広報室において常に点検・更新に努めている。

(3)8-1の改善・向上方策(将来計画)

新しい公共の考え方の下、大学の社会的機関としての役割は勿論、倫理的責任が一層強く求められるようになってきている。本学は「倫理憲章」や「教職員倫理綱領」を制定し、公的機関として必要な倫理上の諸規程の整備を図り、それらの規程については職員会議、特に重要なものについては研修会を開催し、全教職員への周知徹底・定着化に努めてきた。

社会の急速な変化、価値観の多様化や科学技術の急速な進歩、そして高度情報化の中で、これまで考えられなかった新たな、そしてより複雑な倫理性が求められるようになってきている。本学はこれからもそのような社会により新たに求められる事柄に常に注意を払い、規程の整備とその遵守はもとより、高い倫理意識の醸成に努めていく決意である。

2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《8-2の視点》

8-2-①学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1)8-2の事実の説明(現状)

8-2-①学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

危機管理については様々なケースが想定されるが、主な事態への対応の現状は以下の通りである。

- ・災害や緊急時についての対応は、「消防・避難計画」、「緊急連絡網」で対応し、ケースによっては、学長、事務局長、学生・就職部長など関係役職者で迅速な対応方法を協議している。また、火災・地震時の避難については、「避難経路図」を作成し、教職員へ配布、学生へは掲示により周知に努めている。
- ・地域に暴風雨等の警報が発令された場合の対応については、「避難対応マニュアル」を作成し、『キャンパスガイド』において分かりやすく説明すると共に、当該事態が予測される場合は学内掲示・放送により対応の徹底を図っている。
- ・ハラスメント防止、個人情報保護については、その防止に向けた規程や申し合せを設けるとともに、実際にそれが発生した場合の対応方法についても規定している。
- ・情報ネットワークについては、ウィルス対策を絶えず新しいものに更新し、情報の流失防止に努めている。教職員に対しては、「学内情報ファイルの流失防止に関するガイドライン」により情報流失の防止を図っている。

実習時における学生のコンピュータからの実習先へのウィルス感染防止についても、事前に使用予定のファイルのウィルスチェックの徹底を図っている。

もし実際に問題が起きた場合には、情報処理教育センター長を中心に対応することとしている。

- ・入学試験に関しては、「入学試験委員会規程」及び「入学者選抜規程」に基づいて実施している。出題ミスや校正ミス防止のため、数名の校正委員による点検を複数回実施し、防止に努めている。印刷ミス・出題ミス等があった場合は、判明した時点で入学試験委員会委員長・副委員長を中心に迅速に対応することとしている。合否判定に係るミスが判明した場合も同様であるが、重大なミスと判断される場合は、入学者選抜規程に定める入学者選考会議により対応を協議することとしている。
- ・学生のアパート等での不審者・ストーカー等については、学生部が中心となり対応している。深刻なケースの場合、学生部が中心となり警察と連携し、対応することとしている。そのため、日頃から理事長が所管の警察署を定期的に訪問し、情報交換の中で協力関係を築いている。その他、遭遇する事件や事故等についても、学生・就職部長を中心に、学生課スタッフ・担任及び当該学科長との連携の下に対応している。
- ・学生が安全・安心な学生生活を送れるよう、交通安全、悪徳商法からの防衛についての説明等を「キャンパスガイド」に掲載し、オリエンテーションの中で注意を喚起している。それに加え、1年生必修の「1年次セミナー」の中で3回にわたり防犯、悪徳商法への注意、健全な食生活・心身の健康保持のための心構えや対処について講義を行っている。
- ・AEDを設置し、学生、教職員向けの講習を実施した。

(2)8-2の自己評価

情報ネットワークの不具合、入学試験の出題ミス等については、数は少ないがこれまでに規定に則り適切に対処してきている。また、ハラスメントについては、それに類する情

報があった場合、学長・事務局長を中心に早期対応を行って、深刻な事態に至らないよう努めており、評価できる。更に個人情報の保護に関しては、「個人情報保護規程」に基づき保護に努めているが、規程に若干不十分なところが認められる。情報機器を介しての情報流失防止にも適切に対応している。

災害・緊急時の対応については、幸いにしてこれまでほとんどそのようなケースがなかった。常勤の教職員は原則津山市あるいはその周辺に在住することとしているので、緊急事態が発生した場合、緊急連絡網により迅速な対応が可能である。しかしそれだけに、「非常時・緊急時の対応マニュアル」を作成しているが、近年の脅威となる自然災害の多発への対応規定が必ずしも充分ではないため、現在その見直しを進めているところである。

(3) 8-2の改善・向上方策(将来計画)

「個人情報保護規程」の改定、「非常時・緊急時の対応マニュアル」の見直しを今年度中に行い、その周知徹底を図り、被害を最小限にとどめる努力と、未然防止に今後とも一層努力していく。

3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《8-3の視点》

8-3-①大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 8-3の事実の説明(現状)

8-3-①大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

『紀要』を年1回発行し、教育研究成果の公表を行っている。『紀要』編集は、「紀要編集委員会規程」に規定する紀要編集委員会の責任の下に行っている。「紀要投稿規程及びその細則」を設け、投稿のあった論文については査読を行い、学術論文集としての一定水準の維持に努めている。また『紀要』では学術論文に加え、総説・動向・報告及び資料も掲載し、本学の教育研究の動向について多方面にわたり公表を行っている。『紀要』は雑誌媒体での公表に加え、オンライン上のデータベースに掲載し、広く公開している。また、学会誌への掲載や学会での発表業績については、ホームページ上の各教員の業績の中で紹介している。

本学が附置する地域生活研究所もその研究成果や活動を『所報』として年1回発行し、関係機関に配布している。これについても、平成21年度からオンライン上のデータベースに掲載し、広く公表している。また、本研究所では公開研究会を年2回実施し、研究成果を地域の人々や本学教職員に発表している。

大学院の学位論文については、個人情報が含まれる課題研究等特別な場合を例外として、図書館において閲覧・複写できるようにしている。またその梗概については、本学図書館ホームページに掲載し、広く公表している。学部学生の卒業論文・卒業研究については『生活科学研究』を発行し、その梗概を掲載し公表している。

その他、学生・保護者・関係高等学校等に配布している「学報みまさか」においても学位取得者の紹介、また研究ノートの欄を設け、毎号2名ずつの教員の研究内容について紹

介を行っている。

本学では平成 23 年度からそれまでの広報室を大学広報室に名称変更し、その役割が教職員により明確となるように組織の整備を図り、上記の教育研究成果の特にインターネットによる公表については、各委員会や担当部署とが大学広報室と連携をとって進めることとした。

(2)8-3の自己評価

大学の教育研究を通じた社会貢献と社会的責務がこれまで以上に問われるようになってきていることを踏まえ、広報に関する責任を負う部署として大学広報室を設け、本室と各委員会や各部署が連携をとって、「広報に関する指針」に基づき、公正で正確且つ迅速に公表できるようにしたことは評価できる。

(3)8-3の改善・向上方策(将来計画)

大学の有する各種の情報の積極的な公表が今強く求められている。本学はそのような社会的要請に応え、そのための組織の整備、指針の制定を行い、それに基づき、法令で求められる以上の内容の公表を行っているところであるが、公正・正確且つ迅速な広報の重要性について、職員会議等を通して引き続き周知徹底を図っていくこととする。

[基準8の自己評価]

新たに打ち出された「新しい公共」の理念の下、公的機関としての大学に求められる倫理規範の遵守・情報の正確且つ積極的な公表の推進は大学の責務である。一部未整備な部分はあるものの、本学はそのような責務を果たすべく、必要な規程及び組織の整備を進めてきた。

言うまでもなく、社会規範の遵守等は教職員一人ひとりが内発的にそれをわがものとし、それが組織全体で共有されてはじめて社会的責務が果たされるものである。この点での本学の取組みは概ね適切と評価できるが、その重要性に鑑み、今後とも制定した諸規程等について、その趣旨も含め、教職員への周知徹底と適正な運用に努めていく。

[基準8の改善・向上方策(将来計画)]

今年度中に「個人情報保護規程」の改正、「非常時・緊急時の対応マニュアル」の見直しを図り、それらの啓発と醸成に組織的に取り組むと共に、今後とも、法令改正を規程等に速やかに反映させるため、理事長、学長、教員系 3 部長及び事務局長を中心に、規程を管理し、改善していくための取組みを進めていくこととする。

おわりに

この度、美作大学の『自己点検・評価報告書』（平成22年度～平成23年度9月末）を作成するにあたり、平成20年度受診の日本高等教育評価機構の評価基準について、現在の本学にとり特に重要と判断した8つの基準について、評価項目及び評価の視点に沿って検証作業を行ってきた。今回の自己点検・評価の作業を通して、本学の長所と同時に改善すべ

美作大学

き諸課題が明らかとなった。このことについての教職員の共通理解を図り、今後、長所についてはその一層の伸張に向け、また、諸課題についてはその改善に向けて堅実に努力していく決意である。